

令和2年12月 8日から

令和2年12月 9日まで

標 茶 町 議 会
第 4 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

令和2年標茶町議会第4回定例会会議録目次

第1号(12月8日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
認定第1号 令和元年度標茶町一般会計決算認定について	7
認定第2号 令和元年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について	7
認定第3号 令和元年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	7
認定第4号 令和元年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	7
認定第5号 令和元年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	7
認定第6号 令和元年度標茶町簡易水道事業特別会計決算認定について	7
認定第7号 令和元年度標茶町病院事業会計決算認定について	7
認定第8号 令和元年度標茶町上水道事業会計決算認定について	7

(令和元年度標茶町各会計決算審査特別委員会報告)

一般質問	8
鴻池智子君	8
渡邊定之君	11
深見迪君	17
鈴木裕美君	25
黒沼俊幸君	27
類瀬光信君	28
議案第92号 公の施設に係る指定管理者の指定について	46
議案第93号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	47
議案第94号 標茶町体育施設等使用料条例の一部を改正する条例の制定について	49
議案第95号 標茶町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について	51
延会の宣告	52

第2号(12月9日)

開議の宣告	57
議案第96号 標茶町議会議員及び標茶町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について	57

議案第97号	令和2年度標茶町一般会計補正予算	62
議案第98号	令和2年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	62
議案第99号	令和2年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	62
議案第100号	令和2年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算	62
議案第101号	令和2年度標茶町病院事業会計補正予算	62
選挙第1号	標茶町選挙管理委員及び同補充員の選挙について	70
意見書案第11号	2021年度介護報酬改定における大幅増額、コロナ支援を求める 意見書	71
意見書案第12号	「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象拡大に反対する 意見書	72
意見書案第13号	核兵器禁止条約の批准を求める意見書	73
閉会中継続調査の申し出について	(総務経済委員会)	73
閉会中継続調査の申し出について	(厚生文教委員会)	73
閉会中継続調査の申し出について	(議会運営委員会)	73
日程の追加		74
議案第97号	令和2年度標茶町一般会計補正予算	74
議案第98号	令和2年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	74
議案第99号	令和2年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	74
議案第100号	令和2年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算	74
議案第101号	令和2年度標茶町病院事業会計補正予算	74
	(議案第97号・議案第98号・議案第99号・議案第100号・議案第101号 審査特別委員会報告)	
閉議の宣告		75
閉会の宣告		75

令和2年標茶町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和2年12月 8日（火曜日） 午前10時13分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 認定第1号 令和元年度標茶町一般会計決算認定について
認定第2号 令和元年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について
認定第3号 令和元年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について
認定第4号 令和元年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について
認定第5号 令和元年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について
認定第6号 令和元年度簡易水道事業特別会計決算認定について
認定第7号 令和元年度病院事業会計決算認定について
認定第8号 令和元年度上水道事業会計決算認定について
(令和元年度標茶町各会計決算審査特別委員会報告)
- 第 5 一般質問
- 第 6 議案第92号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 7 議案第93号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第94号 標茶町体育施設等使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第95号 標茶町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について

○出席議員（12名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 渡 邊 定 之 君 | 2番 類 瀬 光 信 君 |
| 3番 長 尾 式 宮 君 | 4番 松 下 哲 也 君 |
| 5番 熊 谷 善 行 君 | 6番 鈴 木 裕 美 君 |
| 8番 深 見 迪 君 | 9番 本 多 耕 平 君 |
| 10番 黒 沼 俊 幸 君 | 11番 鴻 池 智 子 君 |
| 12番 後 藤 勲 君 | 13番 菊 地 誠 道 君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長 佐 藤 吉 彦 君

副町長	牛崎康人君
総務課長	齊藤正行君
企画財政課長	武山正浩君
税務課長	齋藤和伸君
管理課長	村山裕次君
農林課長	長野大介君
住民課長	伊藤順司君
保健福祉課長	石塚剛君
建設課長	富原稔君
観光商工課長	三船英之君
水道課長	平間正通君
育成牧場長	常陸勝敏君
病院事務長	浅野隆生君
やすらぎ園長	中島吾朗君
農委事務局長	相撲浩信君
教育長	島田哲男君
教委管理課長	穂刈武人君
指導室長	秋山豊君
社会教育課長	服部重典君
中央公民館長	松本修君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
議事係長	中嶋禎之君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長（菊地誠道君） ただいまから、令和2年標茶町議会第4回定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時13分開会)

◎開議の宣告

- 議長（菊地誠道君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（菊地誠道君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

9番・本多君、 10番・黒沼君、 11番・鴻池君、
を指名いたします。

◎会期決定

- 議長（菊地誠道君） 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月9日までの2日間といたしたいと思ます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、12月9日までの2日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長（菊地誠道君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） さきの臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましても、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

- 議長（菊地誠道君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 令和2年第4回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましても、別紙印刷物を持ちまして詳細にご報告しておりますが、以下5点につ

いて補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、児童生徒のいじめに関する状況調査についてであります。

本町では、「いじめはどの地域、どの学校でも起こり得る」という認識のもと、年2回の調査により、きめ細かく実態を把握し、いじめの未然防止・早期発見・迅速対応に役立てております。11月に実施しました、今年度後期の結果についてご報告いたします。

まず、「4月から調査日までにはいやな思いをしたことがある」と回答した児童生徒は、小学生で約18%（65名）、中学生では約5%（10名）でした。「どんなことをされましたか」の問いに対しては、小学校では「冷やかしからい、悪口」が最も多く、「仲間外れ、無視」が続いております。中学校では「仲間外れ、無視」が最も多く、「冷やかしからい、悪口」が続いております。

「いじめはどんなことがあっても絶対に許されないことだと思いますか」の質問では、小学生の約94%、中学生の約95%が「そう思う」と回答し、7月の前回調査に比べ、小学校ではやや下がり、中学校ではやや上がっている結果となっております。

「いやな思いをしたとき誰にも相談しない」と回答した小学生が約4%（13名）、中学生が約13%（25名）となっており、前回調査と小学校ではほぼ同様の数値、中学校では増加しており各学校の課題として認識を共有しています。

小学校においては、「学校の先生に相談する」という数値が上がっており、教師と児童の信頼関係が構築されていることがうかがえる結果となりました。また、「SOSの出し方」について児童生徒に指導するための教職員研修を実施し、適切に指導する機会を設定するよう各学校に働きかけ、児童生徒の援助希求的態度の育成に努めてまいります。

「いじめ相談窓口のカード」を知っているという回答が小学校では約85%、中学校では約96%となっており、多様な相談窓口への理解は深まっており、児童生徒のいじめに対する理解や意識が向上してきていることが見られました。

この調査では、本人が「いやな思いをした」と感じたものは全て取り上げ指導の対象としています。各学校では、全ての事例に対してその状況を把握し、指導に当たっており、調査結果は全家庭に配布し、家庭と情報を共有しています。

また、いじめの問題については、児童生徒自身が自分たちの問題として強い意識をもって実践することが大切です。

今後も、いじめ根絶に向け、きめ細かな状況把握と丁寧な指導を継続するとともに、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を發揮して、いじめの未然防止、早期発見、迅速対応に努めてまいります。

2点目は、令和2年度全国学力・学習状況調査についてであります。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で調査が中止となりました。しかしながら、各学校は国から配布された問題冊子や児童生徒質問紙等を取り組み、学習面での成果と課題を把握し、自校の学力向上の検証等を通して、授業改善などに生かすため主体的に活用いたしました。

次に、児童生徒の生活・学習習慣等にかかわる児童生徒質問紙の調査結果について申し上げ

ます。

本町子どもたちは、「朝食を毎日食べる」割合が小中学校ともに90%を超えるなど、おおむね基本的な生活習慣の定着が見られます。しかしながら「自分にはよいところがあると思う」と回答した児童生徒は小学校で約64%、中学校で約71%と前年度よりも低くなっております。このような結果を踏まえ、より一層児童生徒の主体性を高め達成感を味わうことのできるような教育活動の展開を推進していく必要があると感じております。

以上、今年度の状況をご報告いたしました。この調査によって測定できるのは学力の特定の一部であり、学校における教育活動の一側面であることを踏まえつつ、本調査の結果で見られた課題については、検証改善サイクルに位置付け、児童生徒の学力向上等に向けて引き続き取り組んでまいります。

なお、12月に実施予定の町独自の学力調査も含め、調査結果で明らかになった本町の傾向や課題をもとに、学校では学校改善プランを、町としては学力向上プランを作成し、「確かな学力」を育むための取り組みを推進してまいります。

3点目は、標茶町スポーツ表彰についてであります。

令和2年度標茶町スポーツ表彰式を、11月3日、令和2年度標茶町総合表彰式の中で行いました。

この表彰は、令和元年度にスポーツ大会等で優秀な成績を収めた方やスポーツの振興に寄与された方に対し、表彰するもので、本年度の被表彰者は、3団体10個人であります。

はじめに、本町のスポーツ振興に寄与された方として、長年にわたり標茶剣道連盟の理事及び会長を務められた尾崎幸晴さん。尾崎さんは自社2階の私設道場を先代より引き継ぎ、少年剣士の育成に力を注ぎ、本町剣道の普及・発展に貢献されました。

また、長年にわたり磯分内スポーツ協会の副会長及び会長を務められた嶋中 勝さん。嶋中さんは協会の運営と併せて、磯分内地域のスポーツ振興・発展に貢献されました。

次に、全国、全道大会において優秀な成績を収めたものに対する被表彰者として、第40回全国中学校スケート大会男子500メートルにおいて7位となりました、標茶高等学校1年の眞野晴輝さん。第24回北海道中学生空手道選手権大会女子個人形において優勝されました、標茶高等学校1年の渡邊穂乃香さん。第47回北海道中学校柔道大会男子個人戦81キロ級において優勝されました、東海大学付属札幌高等学校1年の齊藤琉生さん。同大会女子個人戦48キロ級において3位となりました、標茶中学校3年の阪口晴香さん。同大会女子個人戦52キロ級において3位となりました、標茶中学校3年の吉田りこさん。同大会女子個人戦70キロ級において準優勝されました、標茶中学校3年の河合 恵さん。第10回十勝カップ北海道中学生柔道選手権大会女子個人戦63キロ級において3位となりました、標茶中学校3年の川口充未さん。第16回北海道小学生学年別柔道大会小学6年女子45キロ超級において3位となりました、標茶中学校1年の矢島優芽さん。第26回横井七之助旗争奪北海道中学校新人柔道団体優勝大会女子団体において3位となりました、標茶中学校柔道女子団体。第33回マルちゃん杯北海道少年柔道大会小学校団体において3位となりました、標茶柔道スポーツ少年団。第40回全道小学生アイスホッケー選手権大会において準優勝されました、標茶・富原アイスホッケー少年団。

以上、今回受賞された皆さんが、今後も更に精進されて活躍されることを期待するものです。

4点目は、第39回標茶町少年の主張大会についてであります。

この事業につきましては、次代を担う児童生徒の健全な育成を図るとともに、日常生活での体験や見聞を通して、日頃考えていることについて主張していただくことを目的に実施しております。

今年度については、新型コロナウイルスの影響により小学生の部を中止し、中学生の部のみの実施といたしました。関係機関、団体の協力を得て11月14日に標茶町コンベンションホールういずにおいて、保護者や教職員、応援の児童生徒ら約60名の来場をいただき開催いたしました。また、今年度も大会運営の一部を標茶高校生徒会の皆さんに委ね、好評をいただいたところです。

発表者については、中学生の部4校5名により行われ、最優秀賞には、標茶中学校2年の大島優佳さん、論題は「私を変えたもの」が選ばれました。

最優秀賞の大島さんには、来年行われる釧路総合振興局地区大会に標茶町代表として出場していただくこととなります。今回出場された皆さんの今後の健闘を期待するところです。

5点目は、児童生徒が全道・全国大会において、好成績を収めましたので、ご報告いたします。

9月13日に、釧路市で開催された第25回北海道ショートトラックスピードスケート大会兼国体北海道予選会に、虹別小学校6年の加藤夕李さんが出場し、500メートルで準優勝、1000メートルで優勝しました。

11月21日～22日に、茨城県で開催された第13回全日本ノービス&ジュニアカップショートトラックスピードスケート選手権大会に、虹別中学校2年の加藤礼門さんが出場し、500メートルで3位、1000メートルで6位、1500メートルで4位となり、総合5位の成績を収めました。

今後も更なる活躍を期待するものです。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの、口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） 教育長の行政報告について質問いたします。

いじめの内容について報告がありましたが、この中には身体的苦痛を伴う暴力とか、あるいはSNSを媒体とした、そういういじめとかはなかったですか。

○議長（菊地誠道君） 指導室長・秋山君。

○指導室長（秋山 豊君） お答えいたします。

身体的暴力を伴うものについては、軽くぶつかられる、それから叩かれる・蹴られると中学校で2件、小学校で22件報告されております。また、SNSの悪口等、中学校では0件、小学校では1件報告を受けております。

どちらも学校のほうで状況の確認をして、その程度、それから訴えてきた子の心情等聞き取りをして状況を把握しているところでございます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第1号ないし認定第8号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

認定8案に関し、付託いたしました、令和元年度標茶町各会計決算審査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第3項の規定により委員長の報告を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものといたします。

よって、委員長の報告は省略することに決定いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより認定8案を採決いたします。

認定8案に対する委員長報告は、いずれも認定すべきものであります。

認定8案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議のものと認めます。

よって、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号は、委員長報告のとおりいずれも認定されました。

◎一般質問

○議長（菊地誠道君） 日程第5。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

鴻池君。

○11番（鴻池智子君）（発言席） では、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず1つ目の質問ですけれども、へき地保育所への給食提供の実施について。

この件につきましては、昨年末、地元保護者の皆様により、町に対し要望書が出されております。その場に私も同席させていただき、保護者の方々の切実な思いを受け止めました。その後、町としても前向きに検討するとの回答をいただきました。

さらに、本年3月に先輩議員より同様の質問がありました。町としては検討するも、給食開始時間・調理員・運搬車の確保・施設の改修等、課題が多いことから給食提供は難しいとの回答でした。

現在も保護者の方々からは「無償化になったのであれば、他の常設保育所と同じ対応を」との強い希望も寄せられております。町が取り組んでいる子育て支援の充実という面からしても、どうしても不公平感があります。給食提供の実現に向けた物理的課題の解消のめどが立たないのかも伺います。

また、給食費負担は考えているのかも併せてお伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、鴻池議員のへき地保育所への給食提供実施のお尋ねにお答えいたします。

へき地保育所の給食提供につきましては、過去の町政懇談会や昨年の沼幌へき地保育所保護者有志の方々からの要望を受けて、その可能性について検討を進めてきたところであります。

へき地保育所では、外部から調理した副食の搬入提供について保育リズムを壊さず給食の提供をすることは物理的には困難であるとして、有志の会にお知らせするとともに、本年3月の議会一般質問において答弁をしたとおりであります。

1点目の給食提供に向けた物理的課題の解消のめどが立っていないのかのお尋ねであります。様々な検討を重ねてまいりましたが、現状の保育時間の中で生活リズムを壊さずに食事の提供を行うためには、物理的な課題の解消には至っておりません。

この間、学校給食共同調理場の設備を使用した給食の輸送についても検討してきましたが、へき地保育所の給食時間に合わせた場合は、全体で調理後2時間以内に食べ終わる等の基準を解決できませんでした。しかし、子供たちの給食の開始時間を30分から1時間程度遅らせ、現在の午前11時前後の昼食開始を11時30分以降に変更する等の対応に地域や保護者等の理解が得られるならば、決してハードルは低くありませんが、現実に向けて検討を深めていきたいと考

えておりますので、ご理解をお願いいたします。

2点目の給食費負担は考えているのかのお尋ねですが、先ほどもお答えしたとおり、現在、給食提供に向けて改めて検討を進めているところでありますので、現時点では考えておりませんので、重ねてご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○11番（鴻池智子君） 今の町長の答弁の中に、やっぱり金銭的な部分については、まだ考えていないというところがありましたけれども、私の個人的な認識としまして、やっぱり無償化になったのであればへき地も常設も同じ立場で考えていくべきではないかというふうに考えるところがあります。

そして、やっぱりへき地保育所を抱えている町というのは標茶町だけではないということで、ちょっと個人的に近隣の町村はどうなっているのかというところを調べましたら、隣の弟子屈町におきましては、金銭的には半額の負担を今現在しておるとのことと、あと浜中町においても、現在、全額負担、来年の2月からは試験的に提供し、4月に本格的に給食を提供するというような形を取っているということも聞かれておりましたので、そういう点から考えても、他町村でできることを町としてもう一度何とか考え方というのを変えられないものなのかというところも1つあります。

また、あと外注という部分のところにもなりますけれども、JAが全面的に子育て支援をというところに力を入れているところもあり、そこが協力をしているところの話も聞きましたので、重ねてもう一度この件について町長からお願いをしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

給食費の負担につきましては、現在、何らかの形で、今、実際にへき地保育所のほうに給食を運ぼうということで検討しておりますので、そういったものが最後に実現できないということであれば選択肢の一つ、あるいは外部搬入ということも一つの方法としてあるのかなと思っています。

もう少し具体的に申しますと、今、さくら保育園の給食を学校給食の輸送経路に乗せながら保育園に配送するということができないかということで考えています。学校の配送と併せて、沼幌、塘路という形で順番に配送できないか。ただ、まだ委託している業者の関係の可能性とか、まだ細かいところを詰めておりませんので、できるだけ早い時期に給食を実現したいというふうに考えておりますので、そういった意味で給食費の負担については現状では選択肢として今考えていないというご答弁をさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思いません。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○11番（鴻池智子君） 分かりました。給食費に関しては、今のところはちょっと難しいということで理解をいたしました。

であるならば、いろいろなことをこれから進めていくと思うのですが、町的にはいつ

頃までに何かができて、実現に向けた青写真のものがあれば、日程といたしますか、スケジュール的なこともありましたら、ちょっとそこのところもお伺いしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） お答えをいたします。

まず、問題点、かなりいろいろございます。

例えば、先ほど町長のほうから学校給食の輸送に合わせて輸送をする。夏期であれば、おおむね先ほど町長の答弁の中にもありましており、30分から1時間程度、子供たちの給食時間を遅らせる。だけれども、冬期になったときには、今現状でも小学校、中学校の配送に合わせて30分から1時間遅れることがあるというところなのですね。そういうところを含めて、いろんな部分を改めて詳細に検討をしてからでないと、安易に給食提供しますと言った後に、子供をお昼1時近くまで昼食を待たせるというような状況も考えられませんので、それらを含めた上で何とか年度内には試験を開始したいと。状況が許せば、新年度の早い時期に開始をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○11番（鴻池智子君） 分かりました。これは質問ではありませんけれども、前向きに考えていただいているというところで、やっぱり一日も早い給食の提供に向けた取組というものをお願いしたいと思います。

1つ目の質問は終わります。

では、2つ目の質問に移ります。

2つ目の質問につきましては、遺族の負担軽減のための窓口設置をということで、家族が亡くなった際に遺族が行う各種手続きが多くて大変との声が聞かれます。通常、遺族が公共機関で行う手続きは、30項目ほどと言われております。故人のあらゆる手続きを円滑にできるよう他の自治体では、「お悔やみ窓口」設置や、リレー方式で職員が次の窓口へ案内し、手続きのたらい回しや役場内などでの迷うことのないように、また、遺族の負担を軽減し、町民に寄り添った対応をしているということです。

そこで、我が町としては、遺族の手続きに関し、どのような対応をしているのかも伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、鴻池議員の遺族の負担軽減のための窓口設置をとのこと質問にお答えいたします。

近年、情報化社会の進展により、町民の皆さんから町に対する要望内容もこれまで以上に多種多様化し、さらには新型コロナウイルスの影響により感染症対策にも配慮した窓口対応が求められているところであります。

議員ご指摘の他の自治体では取り組まれております遺族の負担軽減のための窓口の設置あるいはワンストップ窓口などの対応については、ご遺族が各窓口へ移動することなく、全ての手続きが完了するメリットがあります。一方で、複数の課に関連する手続きの場合は、対応時間を要し、ご遺族を含むお客さんを待たせることもあるため、窓口が必然的に混雑状態になってしま

うというデメリットも生ずることが指摘されております。

本町の対応としましては、ご遺族の手續につきましては、故人の状況により手續の内容も変わってきますが、事前にどの手續が必要なのかを職員が確認し、複数の課に関連する手續の場合は、たらい回しや手續忘れが起きないように、各課が連携してリレー方式で対応しているところであります。また、高齢者、妊娠中の方、障がいのある方など、各窓口を回ることが困難な方には、一度座ったら動かなくてもいいように各課の職員が順次足を運ぶことによって、その場で全ての手續が完了できる体制が以前より構築されているところであります。

議員ご指摘の「お悔やみ窓口」あるいはワンストップ窓口は組織しておりませんが、今後につきましても、現行の体制の中で親切、迅速、確実を第一に、たらい回しなどが起きないように、町民サービスの向上を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○11番（鴻池智子君） 今の町長のお話ですと、本当にきめ細かな対応がされているということについては、非常に町民としてありがたい、また、本当に優しい対応をしているのだなということが分かりましたので、これは無理にとは言いませんけれども、来庁してまず一番先にどこに行ったらいいのかという不安を取り除くためにも、ちょっとした目印的なものでもよろしいので、そういうものが設置されれば、より安心して町民の方が役場に来られるのではないかなというようなことも考えますので、その点についてももうちょっと一言お願いしたいと思いません。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答えしたいと思います。

ワンストップ窓口等の対応については、町長から答弁のあったとおりでございまして、来庁された方が迷わないよう、庁内もなかなかスペース的なこともありまして、本町の庁内、役場1階の部分も含めて、煩雑に物が置かれていたりするというようなこともありますし、なかなか案内表示等、工夫しているつもりではありますけれども、再度確認をさせていただきながら、要は来庁されたお客様がしっかり手續ができる、迷わなくても行けるような仕組みづくりを再度確認させていただき、また、そういう方がいらっしゃるようでしたら、積極的に職員が声をかけて、その担当課まで責任を持ってご案内すると、そういった体制を再度確認させていただきたいなと思っておりますので、ご理解いただきたいと思いません。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○11番（鴻池智子君） これも質問ではありません。本当に優しい対応を心がけていただいているというところで安心をいたしましたので、引き続き町民に対する本当に心細やかな対応をお願いして、質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で11番、鴻池君の一般質問を終わります。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君）（発言席） 私は、現状に合った根釧酪農のビジョンの積極的な取組について質問いたします。

平成26年8月、根釧酪農構想検討会議が設立され、5年余りが経過していますが、現在どのような検討がされているのか伺います。

当初は、将来像の実現に向けた新たな挑戦として「草地型酪農の推進」「担い手の育成確保」「高付加価値化の推進と新たな可能性の追求」、この3つの視点から具体的展開を目指すとしていましたが、この視点は今でも変わらないのか伺います。

現状は、相次ぐ貿易の自由化による競争力強化政策により、畜産クラスター事業の推進で規模拡大が進み、離農が後を絶たず、1975年に根釧管内合計5,440戸あった戸数が今は半減しています。

このように競争と企業的思考方で進められてきましたが、農家戸数が減っても生産量さえ確保できればとの考え方について町長の認識を伺います。

現在、新型コロナウイルス感染症の発生により、多くの国では食料不安が広がっています。根釧の酪農においても、家畜飼料を際限なく海外に依存し、肥料、農機具等も輸入されている今、感染症、気候の変動、国際情勢の激変に最も影響される環境にあることを考え、それを踏まえた議論がなされるべきではないかと考えますが、いかがですか。

日本の農業が発展してきたのは、家族農業が基礎にあると考えます。国際的にも家族農業の再評価がされています。根釧酪農ビジョンの取組としても、このことを検証し、SDGsの持続可能な開発目標として、その内容を国の政策に反映するよう求めるべきではないですか。

今、都会の若者の間で、農業に対する関心が高まっています。そのニーズがどこにあるのかを深く考察し、「高付加価値化の推進と新たな可能性」に結びつくよう、様々な情報を提供できるビジョンをつくり上げるべきではないですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、渡邊議員の現状に合った根釧酪農ビジョンの積極的取組をのぞきにお答えします。

ご案内のとおり、根釧酪農ビジョンにつきましては、根釧農業の現状や将来の方向性を共有し、さらには新たな可能性を追求するため、平成26年8月、根釧地域の市町村長及びJA組合長が一堂に集まり、新たな根釧酪農検討会議を立ち上げ、平成27年2月に「根釧酪農ビジョン」として策定されています。

そこで、1点目のお尋ねですが、本ビジョンについては、おおむね10年後を目標とした根釧酪農や地域の将来像とその実現に向けた取組の基本方向を示したもので、「草地型（循環型）酪農の推進」「担い手の育成確保」「高付加価値化の推進と新たな可能性の追求」という3つの視点については変わっておりません。

2点目のお尋ねですが、根釧酪農ビジョンでは、規模拡大という過重労働や高齢化に伴う担い手の減少など、厳しい酪農情勢の中、地域の生乳生産も減少傾向にあるという当時の現状を認識した上で、根釧の優位性を生かし、次世代が夢を持てる根釧酪農の将来像として家族経営をはじめとする多様な担い手が支える農業経営の確立を目指すという方向性が示されています。

本町といたしましても、家族経営から協業あるいは法人など、多様な経営主体が存在するこ

とが本町の酪農の基盤の維持には必要なことだと考えているところであります。

したがって、生乳生産量イコール生産額ですが、本町経済にとっては重要な指標ですが、一方で地域コミュニティを考えると、農家戸数の維持も必要だと認識しているところであります。

3点目のお尋ねですが、根釧酪農ビジョン推進会議は幹事会並びに本会議を年1回以上開催しており、ビジョンの実現に向けた各構成団体での取組の報告などを行っており、ご指摘の農業生産上のリスクヘッジについては、そこで共有されるものと認識しております。

4点目のお尋ねですが、ご案内のとおり、国連は2019年から2028年までの10年間で家族農業の10年とすることを2017年末に決定しております。家族農業をめぐっては、国連が2014年を国際家族農業年に位置づけた経緯があり、農業の大規模化が加速する一方で、家族農業が世界の食料生産において大きな役割を担っていることを認識するきっかけとなり、今回の決定は2014年の国際家族農業年をさらに発展させ、家族農業に対する意識をさらに世界中へと喚起するきっかけになると考えております。

根釧酪農ビジョンとSDGsの関係については、根釧酪農ビジョンが策定された後に国連サミットでSDGsの採択がされておりますので、根釧酪農ビジョンにはSDGsという言葉はありませんが、目指すところは根釧酪農の持続的発展であり、意を同じくするところであると認識しておりますし、国においては、既に内閣府を中心に国全体としてSDGsの概念を政策に反映する取組がされていると認識しております。

5点目のお尋ねですが、議員ご指摘の若者の農業に対する関心の高まりは、今年、東京及び大阪で開催した新・農業人フェアの来場者数が昨年と比べて1.5倍から1.8倍程度増えていることから、農業への関心は幅広い世代で高まっているものと思います。

また、会場アンケートでは、コロナ禍における地方移住の手段と考えている方が増えているようですが、以前から家庭で一緒に仕事ができるという理由が1位となっており、これは大きく変わるものではないと思っております。

高付加価値化の推進と新たな可能性に結びつく様々な情報を提供できるビジョンをつくり上げるべきではないかとお尋ねですが、今年開催の根釧酪農ビジョン推進会議の中では、高付加価値化の推進と新たな可能性について意見交換をしていますが、全体的には新規就農者の六次産業に対する関心は高いが、現実的には育児や労働力の観点から実現は困難であるという意見が出されております。

また、根釧酪農ビジョンは、根釧酪農や地域の将来像とその実現に向けた取組の基本方針を示したものであり、構成する関係機関や団体が本ビジョンの方向性に基づき、それぞれの立場に応じた役割を主体的に果たしながら、具体的な政策を推進していきますので、本町の取組としましては、関係団体と連絡しながら、担い手育成協議会のホームページなどを活用し、まずは着実に経営基盤づくりと、その先の6次化を含めた可能性について情報提供できるよう努めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 私は、この質問をするに当たりまして、今、新型コロナウイルス感染症のこういう局面を迎えた中で、輸入穀物に依存しながらやる今の根釧の酪農にとっては非常に議論をし、この状況をそのまま放置していいのかという部分で質問したわけですが、この根釧の酪農について、コロナ禍の感染症についての議論というのは、将来的なことも含めて議論をなされた経緯はありますか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

コロナの関係の感染症の部分のご質問だと思いますけれども、感染症が酪農家でコロナになった場合のそういった取組というところについては、今年開催の幹事会の中でも議論しているところがございますけれども、感染症を予防するとかというような、そういった部分の議論については話していないところでございます。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） ちょっと言葉が足りなかったと思うのですが、こういう感染症やなんかによって、輸入穀物の日本に入ってこないとか、ちょっと大きな問題なのだと思いますけれども、そういうことの議論とか、それによって根釧の酪農に及ぼす影響はどのようなものなのかという議論なんかはされていませんか。その部分ではどうですか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

輸入穀物に依存しないというような観点ではなくて、結果としては同じようになるかと思うのですが、自給飼料に立脚した草地型酪農を進めていくというのがこの根釧酪農ビジョンの中の3本の柱のうちの一つですので、結果として輸入穀物は減らすことができるというふうにはつながっていくのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） もう少し深い議論されるべきだと思うのです。非常にウエートが高い現状であるので、そういう意味では本当にそういう穀物が止まる、それで逆にといいいますか、やっぱりそういうものに依存しない根釧の酪農をどうつくり上げていくかという議論は非常に今後大切な課題だと思いますので、そういう議論が展開されることを期待したいと思います。

それと、草地型酪農の推進についてですけれども、5年前に出されたビジョンでは、ニュージーランドを例に挙げ、放牧酪農について非常に強調するビジョンなのですが、現在、放牧酪農については、この検討会議の中ではそういう推進というような議論はされていますか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

放牧酪農の推進というのは、具体的な展開の中の一つでございます。基本的には、そういった志向のある方は現在もやってきているところと、あと新規就農者の中にはそういった希望するということなところがあるところがございます。基本的には、経営主が農業の形態というのは決めてやるわけですから、そちらの部分で今ある農業形態から放牧酪農に推進するという

ような取組というのは、具体的にはこちらのほうではやっていない状況でございます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 本当に放牧酪農というのは、新規就農とかそういう人たちが希望する、具体的に放牧酪農を根釦で進めることの意義とか、そういうものについては、あまり議論されていないのが現状だと思うのですね。そういう意味では、この放牧酪農が釦根の酪農の経営コストを本当に下げるのだという、そういう観点から、やっぱりもう少し積極的な議論が必要だという具合に思います。

家族農業の問題でお答えいただきましたけれども、SDGsの持続可能な開発目標としての項目でありますけれども、非常にこの部分で、世界的にはやっぱり家族農業、小農業といえますか、そういう農業の在り方を再検証して、食料の自給率、そういうものを高めていかなければ将来的には農業そのものが大変になり、飢餓に飢える人が増えてしまうと、そういう観点からこの取組が国際的に出されているのだという具合に思いますけれども、そういう意味では、国の政策としても家族農業、それから小規模農業、そういう農業に対する支援策も大いに検討し、その小農業を守るためにはどうしなければならないのかという検討もされるべきだという具合に思いますが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

家族農業の関係の部分ですが、基本的には国の政策で、今、既にSDGsの概念を政策的に反映しているということと、あと家族農業の具体的な政策につきましては、農水省のほうで申し上げますと、地域農業担い手としての重要性というのを考えた中で、現状でもございますけれども、施策の例としましては、農業経営基盤強化資金ですとか、産地生産基盤パワーアップ事業ですとか、数々の政策をやっているというような状況でございますので、そういったものを活用しながらというのが基本なのかなというふうには思っているところでございます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 低投入型の家族経営をやっている、実践されている方々の意見も実際に聴きながら今後進めていっていただきたいという具合に思います。

最後にお答えいただいた都会の若者の間で農業に対する関心が高まっているという部分ですが、やっぱり農業そのものの魅力というのと併せて、先ほど町長から答弁がありましたように、そこで生活して育児、それからいろんな生活環境がどのようになっていくのかということが心配だという、そういう答弁がありましたけれども、そういう意味では、もっともっといろんな意味で生活環境、そういうものも考慮して、無理のない形で農業に従事しながら就農できる、そういう中身についても研究して情報の発信をしていただけるような、そういう中身をつくり上げていただきたいという具合に思いますし、様々な地域での取組、奥さん方の加工の取組とか、今、全国のいろんな農業高校で取り組まれているような農産品に対する加工の研究とか、そういうものが実際取り組むことの可能なこういう地域であるということをしかり

とビジョンにつくり上げて発することによって、農業に希望と夢を持って参入してくる人が出るのではないかという具合に思うのですけれども、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

基本的には先ほど町長答弁させていただいたとおり、ビジョンというのは、まず根釧酪農の地域の将来像とその実現に向けた取組の基本方針でありますので、平成27年2月に策定されてから、おおむね10年後の将来を描いているものでございます。それと、あとまた、構成する関係機関だとか団体がそのビジョンの方向性に基づいて、どういった役割をやっていくかということと実現に向けて取り組んでいくというのが基本でございます。

それで、先ほど渡邊議員がおっしゃられた部分で言うと、農業の魅力だとか生活環境あるいは地域の取組、6次産業化のPRとかというような部分については、実は今、本町の部分で言うと、新規就農の部分を担当している担い手育成協議会のほうでは、今こういったコロナ禍の状況でございますので、ホームページをリニューアルしましてPRしていこうと、直接の接触というのは、なかなか来られないものですから、そういった部分で言うと今年また、今リニューアル中なのですけれども、そういった6次産業化の部分だとかいうのをPRして標茶の魅力というのを発信していこうというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 今後このビジョン検討会議では、様々なそういう条件、いろんな課題を具体化しながら議論し、ビジョンをつくり上げていって、根釧の地域にお知らせしていただきたいと思いますという具合に思います。

以上で、この質問は終わります。

次に、コロナ禍の下、高齢者施設のさらなる環境整備をについて質問いたします。

新型コロナウイルス感染症が新たな波を迎えています。マスコミ等の報道によると、介護施設等に入所している高齢者が家族との面会ができず、認知症が進んだり、鬱症状が出たり、つらい思いをしているようですが、本町ではそのような実態はありませんか。

また、デイサービス等を利用されている人たちからは、温泉の温度が低く入浴した気分になれないとの声を聞きますが、どのような状況かお知らせください。

この温泉熱はほかの施設でも利用されてきましたが、同じような影響下にありますか。

また、これらの状況について早期に改修し、原状に復すべきと考えますが、どうですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、渡邊議員のコロナ禍の下、高齢者施設のさらなる環境整備をについてのお尋ねにお答えいたします。

1点目ですが、議員ご案内のとおり、特別養護老人ホームやすらぎ園では、新型コロナウイルス感染防止を目的に、令和2年2月26日より直接対面による面会を中止とさせていただいております。

しかし、長期化が予想される中、入所者及び家族の不安を少しでも解消できればとの思いから、4月24日よりタブレットを使用したリモート面会を実施し、11月末までに述べ242名のご

利用をいただいておりますが、直接のスキンシップはできませんが、お互いに顔を見合わせながら会話できる環境となっております。また、11月からは面会専用の部屋を設けて、個別に面会できる環境の整備を行い、直接面会の準備を整えていたところでしたが、このたびの全国的な感染拡大を受け、実施時期を見合わせている状況であります。

やすらぎ園の現状としましては、長期の面会中止により寂しい思いをされている入所者やご家族はいらっしゃるかと推察しておりますが、ご質問の面会中止の影響による認知症の進行や鬱病の出現につきましては、介護度の極度な重度化あるいは新たに鬱病の治療等を開始された方はいないことから、やすらぎ園においては、議員ご懸念のような実態はないと考えております。

2点目のご質問ですが、デイサービスセンターの一般浴槽と個別浴槽に温泉を利用しておりますが、令和2年9月頃より湯量の減少と温度の低下が起きており、沸かし湯を加えながら、湯温、湯量を調整して入浴をいただいている状況です。

お湯の温度につきましては、利用者の年齢や基礎疾患を有している利用者も大勢いることから、体に優しい温度設定とさせていただきます。

また、温泉を利用している施設は、ほかに軽費老人ホーム駒ヶ丘荘がありますが、そちらも同じ時期から湯量の減少などが起きております。

なお、やすらぎ園につきましては、園内の温泉配管の状態から、本年2月から温泉の利用を休止しております。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、外部からの人の出入りを最小限にしたいことから、今後、時期を見ながら、町有施設整備基金を活用し、給湯管と暖房配管を改修する予定であります。

3点目のご質問ですが、これまで温泉ポンプの交換や温泉配管の清掃、汚濁点検等を実施し、維持管理に努めてまいりました。近年では、平成28年度に配管内の清掃を行っており、専門家による湯量が極端に減少するほどの変化は考えづらいとのことではありますが、いずれにしましても、原因を究明し、しかるべき対応を行う考えでおりますので、ご理解をお願いいたします。
○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○1番（渡邊定之君） 一日も早い復旧、現状、問題解決をしてここに帰ってこられる高齢者の皆さんの、入浴してよかった、来てよかったという環境にさせていただきたいということをお伝えし、私の質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で1番、渡邊君の一般質問を終わります。

深見君。

○8番（深見 迪君）（発言席） それでは、早速質問いたします。

最初の質問は、G I G Aスクール構想の問題であります。

G I G Aスクール構想は、安倍前首相が経済財政諮問会議で「パソコンが1人当たり1台となるのが当然だということを、国家意思として明確に示す」と発言したことを受け、経済対策として「G I G Aスクール構想の実現（当時2,318億円）」を含む補正予算案を閣議決定したことに始まりました。これを受けて当時の萩生田文科大臣が「令和時代のスタンダードとして

の1人1台端末環境～大臣メッセージ」、これを発表し、「GIGAスクール実現推進本部」を設置し、「児童生徒1人1台コンピュータを実現」「高速大容量の通信ネットワーク」整備等の政策パッケージを発表しました。

このように、教育の内容が公教育への民間産業の参入を促進する経済対策として行われてきたことに対する教育長の所見を伺います。

「教育のICT化」や「1人1台端末」が子供と教育に及ぼす効果や影響についての研究・検証も十分行われていないまま導入を強行したことについて、学校現場から子供の身体に及ぼす影響も含めて懸念する声が上がっていると聞きますが、いかがですか。

今後、全体の学習時間に対する端末を使った授業の割合は、どの程度と予測されますか。

端末を使った授業は、子供たちが共同の学びを進め、人間的な触れ合いを通じて育む本来の教育を大きく阻害するのではないかと考えますが、いかがですか。

そもそも教育の目的は子供たちの「人格の完成」を目指すもので、その教育に直接責任を負う教職員の専門性をも否定することにならないでしょうか。

また、民間教育産業や巨大IT産業による教育や生活への介入・支配につながる危険性を感じるのですが、そのことについての教育長の見解を伺います。

導入後のランニングコストや有償ソフトウェアに関する経費の全額は、地方自治体の負担となるのでしょうか。

また、仮に児童生徒が端末機を破損した場合、個人の負担になるという話も聞きましたが、本町の場合はそのようなことはあってはならないと考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君）（登壇） 8番、深見議員のGIGAスクール構想は子供たちや本町経済の負担とならないかとお尋ねにお答えをいたします。

1点目の経済対策についてのお尋ねですが、議員ご案内のとおり、GIGAスクール構想は児童生徒1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させることが目的であります。そのため、議員ご指摘の経済対策として行われてきたとの認識には立っておりません。

2点目の学校現場の声についてお尋ねですが、GIGAスクール構想の導入に当たり、これまでも教育環境整備において各学校にコンピューターの配置をしており、さらなるICT化について、現在その利活用に向けて町教育研究所のICT特別委員会の調査研究を進めておりますが、議員ご指摘の声などについては現在のところ届いてはおりません。

3点目の端末を使った授業の割合についてのお尋ねですが、2点目でお答えしたとおり、現在、各学校の代表者で構成するICT特別委員会において、授業等での活用方法について調査研究を進めている段階のため、現時点では授業の割合などはお示しすることができませんが、これまでの教育実践の蓄積に加え、ICTを一つの道具として活用することで、より一層の教育の充実を図ることとしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

4点目の端末を使った授業などについてのお尋ねですが、GIGAスクール構想は、これまでの我が国の教育実践に最先端の教育ICT環境をベストミックスすることで、教職員や児童生徒の力を最大限に引き出し、学習活動の一層の充実を図るための手法の一つであると理解しておりますので、これまでの教職員の専門性を否定するものではなく、今後も議員ご指摘の本来の教育の蓄積を生かしながら、1点目でお答えした目的を踏まえ、適切で効果的な運用に努めてまいります。

また、情報通信、人工知能など技術革新が一層進展する中、関連する産業の教育や生活への関わりについては、国の法規制、制度構築が前提であると認識しております。

5点目の導入後のランニングコストなどについてのお尋ねですが、議員ご指摘のとおり、導入後の端末の通信料やネットワークの運用・保守など、想定されるランニングコストは各自治体の負担となります。

なお、児童生徒が端末を破損した場合については、基本的には個人の負担は考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） 1点目の目的については、これは見方によるものだと思いますし、教育長、末端の教育行政の機関としてはそう答えざるを得ないのかなという感じはしますけれども、しかし莫大な金額ですよ、全国的に言えば。こういう経済優先から出発した、過去にもそういう教育構想というのは出てきているので、私はそのことをすごく心配しているのです。現場からこういう教育内容、こういう教育計画は必要ではないのかということが構築されていけば、それはそうではないと思うのですけれども、しかし、もう閣議決定してどんどんそういうものが下りてくると。確実にこの企業はもうかるわけですから、外れないわけでしょう。そういう点からいうと、やっぱり企業優先の計画ではなかったのかなというふうに思うのですけれども、その点はどうか。再度。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えをいたします。

経済優先という考えには、教育現場としては、これからの社会が子供たちにとってどうあるべきかというのが、多分、大前提になろうと思います。これから10年、20年先にある考え方としては、今のある職業が半分以上なくなるとか、AOによってITOがどんどん進むことによって、仕事がどんどん少なくなる、人口減少が発生する。これからの今の児童生徒たちが今社会人になるときに、どういった社会になっているかということが大前提で、今このICTのことがどんどん進む中で、これをなしに進めることはなかなか難しいだろうという社会の情勢が多分あるかと思っています。その中で、どういうシミュレーションをして進めるかというのが、大きなこれからの教育の進め方だというふうに私は理解しております。

その中で経済に関わりというのは、実際にはこれだけICT化がどんどん進む中で、これまでと変わった時代が来るのだらうなというふうに思いますので、あくまでもいろんな産業の中で、あるいはその中でオートメーション化がどんどん進むことによって進められる経済がどう

いう形かというのは、その辺は必ず離れることはできないと思いますので、それは一体的になるかというふうに理解していますので、ただ、教育として今やるべきことは何かということをお大前提に考えますので、教育に携わる予算の大きな投資というのは未来の自治体への投資というふうに私は理解していますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 教育長がそうおっしゃるのなら、それはそれでいいのかなというふうに思いますけれども、どうも昨今、現場からこういう教育内容、こういう教育の形、必要ではないのかと。それに基づいて政府がそれを取り入れて考えていくということが少なくなってきたように思うのですよ。だから、その心配も含めて質問しました。

端末機の導入の予算については私も賛成してしまいましたので、これ以上言うことはないのですけれども、ただ、若干心配なところもあって、いわゆるパソコン等による子供の身体的な影響はずっと以前から言われていることであって、それで私どの程度の割合でこの授業が進められていくのかということをお聞いたのですけれども、こういうことについての心配は全く考えていませんか、一般的な問題として。

○議長（菊地誠道君） 教育長・島田君。

○教育長（島田哲男君） お答えをいたします。

過去にパソコンが入る時代には、それぞれパソコンの稼働時間、使用時間が一定程度すると休まないとならないという、電磁波とかいろんな話の課題がありました。今もそれがなくなったという話ではなくて、それぞれ検証される中でどういった使用の仕方というのが多分されてこようかというふうに理解しています。それぞれ学校現場だけの問題ではなくて、家庭の利用の仕方もありますし、全体的にどういった形の機械の使い方がいいのかというのは、多分いろいろ研究されていることと理解しています。

その中で、それぞれ今の状況の中で、家庭でもスマホをどんどん使っている状況ですので、電磁波の部分も含めていろんな部分で、子供たちに過度な負担にならないような形を含めてどういった形がいいのかというのは、それぞれ専門的な部分を聞きながらやっていきたいというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 家庭の問題を含めて悩ましい問題ではあるかなというふうに私は思いますけれども、それについても教育委員会としても学校としても適切な指導を行っているのだなど、日常的に。そう信じて次の質問に入りたいのですが、ランニングコストの問題や有償のソフトウェア、これどんどん更新していくわけですね、教科書が変わるのと同じように。どのぐらいの予算がかかるのでしょうかね。そういうのは全然……、いいですか。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

ランニングコストの関係ですけれども、端末を入れましたので、インターネットの利用料あるいはプロバイダー料金、それと端末の保守等々想定される場所です。まずは、利用料とプロバイダーの料金については、8校ありますから、8校全体で今のところ大体、正確な

ちょっと数字はあれですけども、年間100万円程度かかってくるだろうというふうに思っております。

それと、保守の部分は今後の利用形態でどういった形の保守をしていくかというところは、また今後検討していきたいなというふうに、現時点ではそういう形で考えております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） この項目の最後ですけども、本町では子供たちが貸し出した端末機を破損した場合、弁償しろということと言わないということで安心したのですけれども、全国の学校を見ますと、そのことを想定して保険に入っているようなところもあるのですよね。そういうことは考えていませんか。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

先ほど教育長が答弁したとおり、基本的には個人の負担は考えていないというのが基本であります。

今ご指摘ありました保険の関係については、ちょっとこちらのほうでも検討してみたいなというふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） それでは、2つ目の質問に入ります。

2つ目の質問は、コロナ禍から町民の暮らしと健康、営業を守るさらに有効な取組をとということで、次から次に町からいろんな情報がチラシになって入ってきています。あれを見ると、かなり具体的なことが分かって、いい取組だなというふうに思っていました。

それで、本題に入りますが、11月に入ってから今日まで全国的に新型コロナウイルスの感染が急拡大しています。北海道も連日報道され、医療の逼迫も深刻な状況にあります。冬を迎え、さらにコロナ禍による被害が拡大され、また、インフルエンザの流行期と重なって、大きな被害が予想されます。連日発表される数字は、人口密集地の被害の大きさが強調されていますが、釧路市でもクラスターが起きるなど、地方にも感染拡大の波が押し寄せてきています。町長はこの事態をどのように見えていますか。所見を伺います。

PCR検査については、医療、介護、保育・放課後等デイサービス施設などの職員について、いわゆる社会的検査が今後必要とされると考えますが、いかがですか。

11月の道議会で保健課参事は、「施設側が検査の必要性があると判断した場合、国の交付金を活用できる」と国の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」で対応できるとの回答をしています。保健課参事は「症状のあるなしにかかわらず検査が可能であることをさらに周知する」と答弁していますが、本町でもPCR検査の実施について、予算化、実施の方法等について考えてはいかがでしょうか。

前回は質問しましたが、社会を支える事業として、学童保育が運営されています。学校の長期休業中の短縮もあり、学童保育・放課後等デイサービス等の日数が必然的に増えますが、国の「慰労金」の対象から外されている指導員への慰労金を「臨時交付金」を活用するなどして、本町として独自給付を行うべきではないでしょうか。現在、札幌市を含め全国多くの市町村で

1万円から最大6万円まで独自に給付している実態もありますが、この点について重ねて要求したいが、いかがですか。

本町では、飲食業を中心として様々な支援の努力をしてきましたが、現在の業者の現状について伺います。

特に12月、1月の書き入れどきに厳しい経営を余儀なくされる業者への新たな支援策を講じることが必要ではありませんか。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 4番、深見議員のコロナ禍から町民の暮らしと健康、営業を守るさらに有効な取組をのお尋ねにお答えします。

新型コロナウイルス感染症の感染者は、気温の低下とともに全国的に拡大傾向が続いています。北海道でも札幌市を中心とした感染者の拡大に歯止めがかからず、また、道内主要都市でも感染の拡大が続いています。釧路市でもクラスターが複数発生するなど、厳しい状況が続いているものと理解しております。

1点目の町長はこの事態をどう捉えているのかのお尋ねですが、前段で申し上げたとおり、感染の拡大傾向が続いています。いつ町内で感染者や濃厚接触者が現れるか予断を許さない状況であり、常に管内の感染者の状況について注視しております。

さらに、道内でも町職員の感染者や濃厚接触者が出たことにより、事務室を閉鎖するなど、住民サービスに大きな影響が出ているとの報道もあることから、今後、状況に応じて、職員への注意喚起を行っていく考えであります。

2点目のPCR検査の予算化実施方法についてどう考えるかのお尋ねですが、PCR検査については、報道にもありましたとおり、11月25日から釧路市、釧路町村会、釧路市医師会などが共同で釧路PCR検査センターを開設いたしました。管内で2か所目となるPCR検査実施機関が設置されたところで、検査から判定までの時間短縮が期待されているところであります。

これらの検査機関につきましては、検査可能な検体数が限られており、医師が検査の必要性を判断する、いわゆる行政検査へ対応しています。したがって、議員お尋ねの自費による検査、いわゆる社会的検査には対応できていないと判断しております。社会福祉施設等の職員や利用者への社会的検査については、その時点での感染の有無を判断する上で有効と判断しておりますが、社会的検査は継続して検査を実施し、経過を観察する必要があることや、管内に対応できる検査専門機関がなく、社会的検査の実施は難しいと判断しております。

感染拡大防止への対応につきましては、発熱等の症状を呈した場合は、いち早く関係医療機関や保健所へ連絡することを周知し、拡大防止に努めていきたいと思っております。

また、予算化につきましても、社会的検査の可能性の状況を見ながら判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

3点目の学童保育等指導員への慰労金の独自給付のお尋ねにつきましては、国は、コロナ禍にあつて業務を中止することが困難な医療従事者や介護職等について、その労力に対し感謝の

意を含め、5万円から20万円の慰労金の支給が決定されたことは、議員ご案内のとおりであります。

この慰労金については、コロナ禍にあって感染の危険性を常にはらむ現場に対し、その労をねぎらうものとして給付されているものと理解しているところです。道内の支給状況では、内容に差はありますが、32団体で何らかの慰労金を支給しているとの調査結果もございます。

しかし、町としては、これまで同様、まずは国や北海道が地域全体を見て支給すべきものと考えており、今後も国の情報等を注意深く見守っていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

4点目の飲食業の現状の状況はどうか、12月、1月の書き入れ時に新たな支援策を講ずる必要がないのかのお尋ねであります。本町では感染症関連対策として、4月に地域応援資金の創設、経営応援給付金の支給、5月と6月に飲食店テイクアウト・配達情報を配布、7月と11月に助け合いしべちゃ応援券の発行、8月から感染症拡大防止対策助成金の支給、また、10月に標茶町商工会が実施しましたプレミアム付お買物券の発行に補助を行い、商工業者への支援をしてきたところであります。

現状の状況につきましては、飲食店を中心に11月中旬に聴き取りを行ったところ、「商品券、給付金、助成金により、非常に助かっている」「商品券を利用して食事に来てくれている」「商品券の利用で昨年より売上げが悪くなっていない」「テイクアウトの注文が増えた」「お弁当プロジェクトにより助かった」といった声をいただいております。

しかし一方で、「昨年に比べて、お客さんの入りが悪い」「宴会の予約が昨年に比べて減少している」「密を避けるため、団体を入れていない」「町外からお客さんに不安を感じる」「感染者数が増えているので先が見えない」、不安を感じている事業者もいらっしゃいました。

議員お尋ねの飲食業への年末年始に向けての支援策としまして、オードブル対応ができる事業者の一覧表を作成し、新聞折り込みと町ホームページで周知を行う準備を現在進めているところであります。

また、4月より合計11回実施しました役場職員によるお弁当発注、「食べて応援、飲食店プロジェクト」を12月4日から始めており、1月まで合計7回実施することとしております。

依然として感染拡大の収束にめどが立たない状況ですので、今後の飲食業者の支援につきましては、状況を見ながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○8番（深見 迪君） 私は、いわゆる社会的検査、これが本当に必要な、今そういうときではないかなというふうに、特にこういう小さな町では一つ一つの施設が小さいですから、そういう意味では、ここで発生してしまったらもうアウトですよね。だから、そういう意味での社会的検査というのは、すごく大事だなというふうに思います。

先ほど町長32団体と言いましたが、私が入手した資料では、10月末で34団体、それから今検討中だというのが9市町村あるということで、やっぱりこの中にはもちろん町もあるわけ

ですが、もう待ってられないと。とにかく施設にいる高齢者の方や、それから施設に通う子供たち、この健康を守るためには待ってられない。今回のコロナの感染症というのは、今までの感染症と違って、症状が出て初めてこれは感染症だということが分かってきたわけですが、今回は分からないわけですよ。検査して初めて分かるという今までと違った感染症の在り方なので、社会的検査については、先ほど町長がご答弁なさったように、私もそういう現場的には厳しい実態はあるのだろうなというふうに理解していますけれども、ぜひこの社会的検査を要望していただきたいなというふうに思います。

それから、釧路市であれだけクラスターが発生しているのに、ようやく11月末ですか、検査の体制ができた。これもドライブスルーだというのです。だけれども、場所は教えませんよという仕組みになっているのです。これは保健所がやっぱり極めて今厳しい状況にあるから、そういうふうになっているので、かかりつけの医師の推薦といいますか、そういうのがあって保健所が受け付けてよしとなった場合に、初めてドライブスルーでもできるのだということになって、まだまだ管内的には不十分な状況にあるのだと思うのです。ぜひ、この点を要望していただきたいなというふうに思います。どんな小さな町でもたくさんの施設や子供たちが学校やそのほか通うところがあるわけですから、その点をぜひ町長の力で何とか要望して実現してほしいなと思いますが、これいかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思いますが、先ほど私答弁した内容で32団体というのは慰労金の行っている団体ですので、ちょっと違う形で、今、理解されたかなと思うのですけれども、問題は、今、釧路市内でようやく2か所のPCR検査ができたという状況の中で、実は社会的検査を受けられる場所がないというのが現状です。北海道は給付金が使えればできますよということを行っていますけれども、もちろんそういう情報も我々は聞いています。ただ、実際にそれを使って町内で実施できる場所ができれば、そういったことは可能かなということでは理解しています。

ただ、現状の、今の釧路管内の医療の資源の中では非常に厳しい状況なのかなということもありましたので、引き続きその辺は管内町村会等で議論はしておりますので、その辺についての要望は、できるだけPCR検査を受けられる体制の強化については引き続き要請をしていきたい、そんなふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） ぜひ町長の力を発揮していただきたいと期待しています。

さっきの慰労金の話は、私も慰労金ということでした。町長も慰労金を独自に出しているのが32団体というご答弁でしたよね。私が入手した調査でも、これは10月末段階ですけれども、34団体で、現在そのほかに検討中が9団体というふうに聞いているのです。だから、全体としてはそういう、危ないと言ったら語弊がありますが、極めて厳しい状況にあるところの施設については、国は駄目だ、国は対象にしていないというのですけれども、慰労金を支給するような、これ増えつつありますから、そういう団体が。ぜひ考えていただきたいなと、検討していただきたいなというふうに思っているのですけれども、その点についてはいか

がですか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君） 慰労金についてのお尋ねですが、議員ご指摘の34団体につきましては、私ども、先ほど町長のほうが32団体ということでお答えしておりますが、そこについては保育所等を除いた数字でございます。議員お尋ねの児童福祉施設の中の保育所を除いた部分でいくと32団体、全体でいくと道内で保育士等の慰労金の実施実態としては34団体というところで、違う数字ではないかなというところで思っているところです。

お尋ねの各福祉関係の働いている人たちへの慰労金というところで行きますと、やはりそれぞれあくまでいろんな部分で大変ご苦勞されて働いていただいている部分というのはあると思います。確かに、学童保育ですとか保育所、今こういう状況で無症状の感染者というような出方をしている部分もありまして、従来であれば症状が出たら当然その施設には行かないというようなところで、感染リスクと申しますか、そういう部分でいくと、それほど高くなかったのであろうかなというふうに想定はできるのですけれども、現状でいくとそういうような無症状のというようなところもかなり見受けられてきているところで、その辺については私どもも町長を通じ、また、関係部局を通じて引き続き要請はしていきたい、要望はしていきたいというふうに考えていますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○8番（深見 迪君） 分かりました。ぜひ頑張って町民の健康を守っていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で8番、深見君の一般質問を終わります。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君）（発言席） 1番目に同僚議員が同趣旨のご質問をいたしております。そして、答弁にも明るい光が見えるような答弁をしていただきました。それで、取りあえず通告をしておりますので、一応質問させていただきたいというふうに思います。

2か所のへき地保育所に給食の提供をするべきだということです。

「食事」は、生命の維持、発育、発達に欠かせないものです。また、幼児期の子供にとって「食事」を通して、食事をみんなで楽しむ、調理のプロセスを日々感じる、様々な食材に触れるなどの経験を積み重ねることは、子供の五感を豊かにし、心身を成長させます。

厚生労働省の「保育所における食事の提供ガイドライン」にも、「保育所は、子どもにとっては家庭と同様に「生活する場」であり、保育所での食事は、心身両面からの成長に大きな役割を担っています」と記載され、平成20年の「保育所保育指針」の中で「食育の推進」を位置づけし、食育に取り組むよう求めています。

また、平成23年3月に「第2次食育推進基本計画」が作成されましたが、この中でも平成16年度作成、公表した「保育所における食事に関する指針」の普及を図り、その活用を促進することなどがうたわれております。

このように、食育を重視する上からも保育所における給食の提供は欠かせないものとなっております。

そこで、伺います。

最初に、来年度から保育園、幼稚園での給食を有償にすると聞き及んでいますが、それは事実ですか。事実ならば、その理由はなぜなのかお伺いいたします。

町長は、選挙公約の一つに保育に関わる全ての使用料を無償にすることを掲げましたが、その公約は最後まで通すべきと考えますが、いかがですか。

その一方で、無償にしたことで、平等な保育サービスが受けられない状況が発生しました。2か所あるへき地保育所では、給食の提供がありません。そのため、保育所に通う幼児の保護者から給食の提供を求める声が上がっております。町長のところにも要望書が提出されているとも聞いております。

前段でも述べたとおり、食事の重要性を考えたとき、また、平等なサービス提供を考えたときに、へき地保育所への給食提供を実施するべきと考えますが、いかがですか、伺います。

食事の提供は、自所調理が望ましいが、そのことが無理なら外部委託などの方法を取り入れて実施するべきと考えますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 6番、鈴木議員の2か所のへき地保育所に給食の提供をすべきとお尋ねにお答えいたします。

保育料の無料化につきましては、未満児も含め、保護者の経済的負担を軽減するため、昨年4月より保育料等を無料化させていただいているのは議員ご案内のとおりであります。

1点目の給食費の有償化に対するお尋ねですが、本年の町政執行方針の中で、在宅保育者との養育費等に対するバランスを考え、有償化を検討するとしているところでありましたが、現時点においては来年度以降の有償化への方向性について決定しているわけではございません。

また、各事業の費用対効果を見極めながら、随時必要な検討を進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

2点目の選挙公約を最後まで通すべきとお尋ねにつきましては、一般的には実現した公約につきましては、変更すべきではないという点においては、議員と意を同じくするところであります。

しかし、変更によって公平性や公共性が一層担保され、地域にとって有益なものであれば、随時最善の策に見直すことも肝要であると考えております。

3点目の食事の重要性の観点から給食を実施すべきとお尋ねですが、食事の重要性につきましては、児童の成長過程において非常に大事であることは町としても認識しております。

保育園の給食は、担当する栄養士がメニューを作成し、栄養バランスを考えた食事の提供を心がけております。一方で、保護者の方が朝早くから子供のことを思い、愛情いっぱいのお弁当も決して給食に劣るものではないとの思いもあります。

給食を実施すべきとお尋ねですが、先ほども答弁したとおり、へき地保育所外部から食事の搬入、提供に当たって、給食時間の変更など、解決すべき課題は大きいですが、地域や保護者の理解を得た上で、へき地保育所外で調理した副食の搬入について、実現に向けて検討を進めていきたいと考えております。

4点目の提供できないならば外部委託等の方法も取り入れるべきとお尋ねですが、3点目でお答えしたとおり、今後、地域や保護者の理解を得ながらへき地保育所での検討を進めていきたいと考えており、外部委託については保護者の求める水準に合致するかという課題もあり、現時点では選択肢の一つと考えているところでありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） ぜひ来年度から実施できるように対応していただきたいということを申し上げまして、再質問はございません。

○議長（菊地誠道君） 以上で6番、鈴木君の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時10分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君）（発言席） 通告に従いまして質問をいたします。

株式会社標茶町観光開発公社の管財清算の終了についてということでございます。

株式会社標茶町観光開発公社の破産事件の終了が9月30日に終わったと公表されております。内容については、簡略に申し上げますと、和解金682万8,440円を90万円で債権回収業者に債権譲渡した上で、852万5,736円の財団債権額が確定しております。これは21人の財団債権者がおるということで、その方々に一部弁済として377万9,446円を支払ったとあります。ここで、本町は21人の財団債権者の中に入っていると思いますが、次のことを伺います。

1番目に、優先する公租公課類の支払いはすることができたのか。

2つ目、満額支払いはされていないというふうに私は想像しておりますが、一部支払いとすると残りについては、こういった公租公課については町が負担することになっているのかについてお伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 10番、黒沼議員の株式会社標茶町観光開発公社の管財清算の終了についてのお尋ねにお答えいたします。

まず、1点目の優先する公租公課の支払いはあったのかのお尋ねであります。標茶町の債権額は入湯税、軽自動車税、法人町民税で合計31万1,000円に対して、一部弁済額は13万7,866円となっております。

2点目の残りは町が負担することになるのかのお尋ねですが、公社の破産手続を終了したことで、法人格が消滅したことで債務も消滅したと考えられますので、一部弁済額を行った差額を標茶町が負担することはありませんので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君） 今、詳しく説明をいただきまして、理解をしたところです。

31年の3月、たしか28日に破産して以来1年半、随分時間がたったものだなというのがこの書類を私がいろいろ調べての感想であります。これは非常に大きな破産の類だというふうに考えておきまして、いろんな報道等にも出ましたし、私も標茶町は大分貸付金だとか株券だとか、いろいろ大きなものがございまして、最終的な破産の内容について心配しておりましたので、今の説明で理解を得ました。

町民の方にどうなったのだと私も何度も何度も尋ねられて私なりに調べて、今度はそういったことを町民の方に報告できますけれども、いずれにしても、私もいろんなことの場面を経験しまして、一言で申し上げるなら、経営というのは債務超過を起こすと大変なことになります。債務超過に陥らないように早く経営者の方はそれを見極めて手を打つと。私も開発公社の財務が非常に悪くなっていることをいろいろ情報で察知しまして、最後にこういう結末になったことについては、私たち議員も責任がありますし、今は年末でございますので、私もまだまだいろんな面で債権者の方も私も相当困っているだろうなという考えもありますけれども、これが終了したということで、簡単ですが私の質問はこれで終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で10番、黒沼君の一般質問を終わります。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君）（発言席） 通告に従いまして、質問させていただきます。

まず、酪農振興の具体的な方向を示すべきについてであります。

標茶町の基幹産業である酪農は、乳価の高値維持と規模拡大を後押しする国の政策によって、一見活気を呈しているように見える。しかし、諸外国との貿易協定発効や新型コロナウイルスの感染拡大などによって、将来を見通すことが困難な状況にある。

そんな中、酪農家は手探りで安定的な再生産に向けた基盤整備や人材確保を進めざるを得ない状況下にある。今こそ、標茶町としての酪農振興ビジョンを具体的に示し、あらゆる場面で酪農家の道しるべとなるべきではないか。

人手不足の解消、乳牛育成施設の不足解消、消費拡大対策、動物福祉の充実、家畜ふん尿処理、飼料自給率の向上、除雪を含む輸送の効率化などにどう取り組んできたか。

また、それらを踏まえた標茶酪農の具体的な将来像を伺いたい。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 2番、類瀬議員の酪農振興の具体的な方向性を示すべきとのお尋ねにお答えいたします。

お尋ねの人手不足の解消の取組についてですが、新規就農者の確保を行うため、関係機関が組織する担い手育成協議会を中心に各種PR事業の参加やホームページでのPRの取組を行っております。また、確保した新規就農研修生の育成を行っております。

個別の労働力の確保については、JAしべちゃにおいて、各農家の求人を取りまとめ、農林漁業の求人サイトに求人広告を掲載する取組を行っております。乳牛育成施設の不足解消の取

組につきましては、近年、酪農家自らが出資の哺育センターや預託をメインとした牧場や育成牧場の活用を行っている状況であります。

消費拡大対策につきましては、酪農振興会連合会による乳製品のPR事業や本町の乳牛消費拡大事業として、敬老会や各種イベントでの乳牛の提供や広報しべちゃに牛乳を使ったレシピの紹介を行い、消費拡大に努めています。

今年には新型コロナウイルスの感染防止対策により、学校の全校一斉休校、飲食店の休業や営業時間短縮により、牛乳の消費が大きく減少しておりましたので、釧路総合振興局管内でも牛乳、乳製品の消費喚起を図るために、釧路総合振興局山口局長をはじめ、管内の市町村長がリレー方式で牛乳を飲む姿をSNSにアップした釧路牛乳チャレンジ動画リレーの取組、JAしべちゃでも牛乳消費拡大の動画リレーの取組を行っています。

また、消費拡大を図る取組として、本町のホームページに牛乳を使ったレシピを紹介するコーナーの設置、町内在住の小中高生を対象に牛乳券の配布などの取組を行っております。

動物福祉の充実の取組につきましては、基本的には農林水産省のマニュアルウェルフェアに配慮した家畜の飼養管理の基本的な考え方についての技術指導通知が基本となっておりますので、その考え方に基づいた飼養管理などを農学ゼミナールの学習会などで学んでいただいています。

家畜ふん尿処理の取組につきましては、関係機関が組織する標茶町エコヴィレッジ推進協議会を中心に家畜ふん尿の適正管理に係る普及啓発活動などを行っているところです。

食料自給率の向上の取組につきましては、酪農再興事業や中山間事業、共同取組活動による草地更新、道営事業の積極的な活用による草地整備により質の向上と収量を増やす取組を行い、食料自給率の向上に努めています。

除雪を含む輸送の効率化につきましては、農道の計画的な整備を行うことにより、効率化の向上を行っています。

除雪については、悪天候が予想される際には、JAしべちゃと連携して必要に応じて事前集荷を行っていただいております。集荷路線の確保については、道路管理者のご理解をいただきながら、柔軟な対応を行ってまいりました。

次に、標茶酪農の具体的な将来像をとのお尋ねであります。基本的には家族経営をはじめとする多様な担い手が安定した農業経営を行うことであり、そのために経済団体であるJAしべちゃの中期農業振興計画及び標茶町酪農・肉用牛生産近代化計画、農業経営基盤強化促進基本構想などを指針として農業者がそれぞれの経営に合った取組をすることが基本だと思いますし、広大な土地と豊かな水を資源に冷涼な気候と併せ、将来にわたり我が国の食料生産、特にタンパク質の供給に貢献できるものと考えております。

また、長年にわたり関係者が実直に取り組んでいただき、成果として育成牛あるいは牛の供給基地としての役割も大きく、本町のみならず釧路地域全体で連携し、我が国の酪農・畜産業を牽引していくべきと考えるところでありますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 今回、私は、具体的な方向性をということで、全体の質問をさせてい

いただきました。

後段、人手不足からのくだりも、具体的に一つ一つのことを質問させていただいているわけなのですが、ただいま答弁いただいた分というのは、全体を通して割と抽象的な具体的に何をするとといったようなことに踏み込まない、そういったご答弁をいただいたのですけれども、一つ一つについて私が考えていること、それから町としてこうすべきではないかということを変えて質問させていただきますが、まず人手不足の解消についてということで、いろいろな方向で周知を図っていますと。個々において、あるいは生産者団体において基本対応すべきものであるというふうにお答えをいただいています。そのとおりかなと思います。

ただ、恐らく念頭に置かれているのは、搾乳に関わる、例えば人員、そういったところに、そういったところを念頭にお答えをいただいたのかなと、そう思います。

というのは、今年度、標茶町では、採草作業中に大変痛ましい死亡事故が発生しています。これはひとえにオペレーターの不足、要するに農家でその部分での人手不足というものが招いた事故ではないかと私は考えています。その後も似たようなケースで町内では大きな事故が発生していることは、皆さんご承知のとおりだと思います。

要するに、作業が集中する採草の時期には、機械をオペレートする人間というのが全く足りない状況で、そのところ、その作業の多くを担っているコントラクター、こちらは夏から秋にかけての収穫時期等は仕事がたくさんあるけれども、通年を通して考えるときに仕事の量というのが安定しないので、なかなか雇用条件というのがよくなる、そういった実態があります。それによって、オペレーターが定着しない。仕事は短期的に集中してしまう。そんな状況があると思うわけですが、その点についてはどのように理解されておられるか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

議員ご指摘のように、人手不足、酪農現場でも非常に大きな課題になっているというのは、認識をしているところであります。ただ、痛ましい事故の原因がストレートにオペレーターの不足によるものだというような特定、断定については、私のほうではいたしかねるところであります。

また、後段ご指摘いただきましたコントラクターの作業密度の関係で、通年を通した仕事がなかなか組めないというところでの雇用条件なんかにつながっている。個々の雇用条件は別に、恐らく人が集めづらいということについては、実態としてあるものだというふうには推測をしていたところであります。

コントラに関して、あるいは採草作業等々の人手不足についても、以前から検討課題としてはあったのですけれども、基本的には町長答弁にあったとおり、農協あるいは農協の子会社である民間会社が推進していく中で、町が担える課題について相談を受け、それについて協議をしてきたという経過がございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） コントラに関しては、農協の子会社がコントラを立ち上げた時点で、町からは年間運営費の補助というものをずっとしていたわけです。そのことによってコントラ

が始まった当初の経営安定が図られていて、それによって働く人が増えていった、そういう状況を見てきました。

現在、民間のコントラも立ち上がっていますが、先ほども言いましたとおり、通年を通しての事業量の確保、そういったところもあって、なかなか雇用条件というのは上がらないし、そのことによって人は来るけれども、すぐに去っていくような状況、割と人の出入りが激しい、そういった状況が実際に生まれています。総体的に言うと、作業の集中する時期には足りない。直接的に関係ないのではないかというお話でしたけれども、結果として、免許さえあれば乗っていただきたい、乗る、そういうような状況で起きた事故もあるのではないかと、そう推察するわけです。

そこで、私はコントラに関して当初の立ち位置に戻って、コントラの運営が安定するようなことを町として考えてはどうかと、そう思っています。単純に補助金ということだけでなく、町が発注する仕事の行き先として、そういったコントラを意識して使っていく。町外に流出している委託事業などをあえて町内のコントラクター事業をやっているところに回していくような、そういった手当ができないものかと思うのですが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

今、議員からコントラという部分でご提言を受けたわけなのですが、もとより本町発注業務につきましては、できるだけ経済の域内還元、環流ということを目指してやっております。そこに、コントラを含めてはどうかという、そういうご提言と受け止めて、関係団体・機関と協議をして、実現可能性を探ってまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 次に、乳牛育成施設の不足解消についてであります。町内でそれぞれの農家が出資した哺育センター、一部育成もやっていますが、哺育・育成センターというのが立ち上がっています。

ただ、総体として、そこから出た牛の行き先がなくて、今、答弁の中で民間の預託業者も含めてそれぞれの農家が利用しているというふうに答弁いただきましたけれども、実際には足りていないです。まず、その状況について把握されているかどうか伺います。

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えさせていただきます。

牧場を管理しているという部分のところから民間の預託業者も含めてのご質問でございましたので、お答えさせていただきますが、町内で哺育センター、育成センターが立ち上がり、その後の行き先含めた部分で民間の預託業者さんも含めても足りていないのではないかというご質問だったと思うのですが、そういう状況はご承知しております。

うちの育成牧場にも哺育センター上がりで来る場合もありますし、農家さんに帰る場合もあります。そのほかの民間預託業者さんにも入っているというお話も聞いておりますが、現状としては全てが足りているという状況ではないと承知しております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） そうですね。結果として足りていないのです。民間事業者に対しての規模拡大の期待というものが、非常に最近農家の方から寄せられるわけですが、民間のその事業者の規模拡大というのは、そういう意味では簡単ではないです。先日、鶴居村で開業した預託牧場の記事、皆さん見られたと思うのですが、結局のところ、500頭、600頭、その程度の預託規模でも、設備には2億5,000万円、3億円、そういった費用が必要になってしまいます。なかなか民間の預託事業では補助該当する分も少ないです。当然そういった需要があるということが分かっている、そのこのところに応える状況にはないわけですが、そういった足りていないという状況も把握している中で、町の育成牧場では預託規模を縮小していると。ここについては何か矛盾を感じるのですが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 育成牧場長・常陸君。

○育成牧場長（常陸勝敏君） お答えいたします。

町営の牧場の規模の部分のご質問だと思いますが、現状、既に冬期、特に冬期の舎飼いは畜舎で牛を預からなければなりません。施設のキャパからして、現状ではほぼ満杯の状況でございます。これ以上の受入れというのは当然できない状況でありますので、預託者さんにはその状況を含め、これ以上のお預かりはできないというお話をさせていただいております。

それで、現状の施設、古い施設もございまして。開設当初から使っている施設、50年以上経過した畜舎も今使いながらやっている状況もありますし、それから当然管理をする人員の問題、それから預かる以上は餌なり、そういう管理をするための粗飼料の確保という部分もあります。それらを含めた中で、これ以上の当然規模拡大というのは現状としてはそういう状況にありませんので、それらトータル的に考えて、現状としてはこれ以上の規模拡大よりは、逆に古い施設の部分はこれから先を考えたときに管理上よろしくない部分もありますので、新たな畜舎建設も計画はしておりますが、その中では若干の頭数は縮小せざるを得ない状況になっておりますので、ぜひ、それら単純に規模拡大を、預託希望があるから施設を造ればよいという状況だけの課題ではありませんので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 私の質問自体は、育成牧場の規模拡大とかそういったことではないわけで、今、場長からお答えいただいたことで、標茶町育成牧場の実態というのは、もちろん分かりました。ただ、町としては、そういったことも含めて乳牛の育成の現場でそういった問題が発生しているということに、生産者団体も交えて何かしらの対応が必要ではないかと思うのですが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

本来であれば、このような総体的な部分、そしてさらに細かく入り込んで課題検討しなければならないような事案というのは、農業振興会議において議論されるべきなのだろうなというふうに思っていたのですが、あいにく今年についてはコロナの関係等々で会議が開かれずに来ておりました。

また一方で、農協さんとは、組合長、専務とは定期的に場を持ちまして、調整、意見交換等を行っているところであります。ただ、その場においては、個別の例えば、今、議員ご指摘いただいている育成牛の育成の実態については課題として浮き彫りになっておりませんでしたので、今後、実態等についてつぶさに聞いてまいりたいというふう感じていたところでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 次に、消費拡大対策についてであります。

いろんな機会を通じて標茶の牛乳のPRをしているのだということ、それから最近では牛乳チャレンジに賛同して動画配信もされているということなのですが、これ日々必要なことであって、具体的にもっとストレートに消費を拡大するという方法について何か考えはないのでしょうか。

（何事か言う声あり）

○2番（類瀬光信君） 追加していいですか。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） こういう聞き方だと多分なかなかお答えが出にくいのだろうと思うので、具体的な例として日本の人口に占める牛乳を飲めない人の割合というのが、飲めないというのは、苦手であるという人の割合というのが一定あるわけです。1つは、原因としては牛乳アレルギーを持っている方は牛乳を飲むことができない。もう一つは、大人の多くがそうであるわけですが、乳糖不耐症という、そういう症状、いわゆるおなかのごろごろするという、そのことによって大人になるにつれて牛乳を敬遠してしまうという、そういうことが現実にあつて、統計によってその数値は違いますけれども、国民の3人に1人ぐらいは乳糖不耐症であろうと、そういう傾向があるだろうと、程度には差はあるけれども、そういうことが言われているわけです。

実際に、具体的に中標津農協では「なかしべつ牛乳プレミアムNA2」という、要するに、ベータカゼインA2タイプの牛乳を産出する牛ばかりを集めて、そういった乳糖不耐症の人が、完全に克服はできないけれども、そういう方々に対して優しい、そういう牛乳というのを販売しています。1リッター400円近くしますけれども、ただ、それ自体は大変需要が多い。目のつけどころの問題もあると思うのですね。動画配信、結構です。キャンペーンを張るのも、もちろん結構です。ただ、具体的に近隣でそういった取組をしていることに対して、標茶町としてはどのように考えておられるか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

私も、もちろんJA中標津の牛乳の取組については新聞等で拝見しておりまして、非常にすばらしい先駆的な取組なのだろうなというふうに思っていたところであります。

議員に申すまでもなく、牛乳の生産、そして加工して消費者の手に届くまでというのは、今までは団体あるいは大手メーカーの手によってほとんどがつくられてきたわけでありまして、JA中標津については自前のプラントを持っていたから、そういう実際に行動もできたのだら

うなというふうに思っていたところであります。

中標津のように特定の因子を持つ牛を集めて、そして搾乳をしてというところ、それはこれまでの標茶の環境の中ではなかなか難しいのだろうなというふうに思いながらも、今現在JAしべちゃが取り組もうとしているプラントがもし完成したときには、そういった多様な生産品が出てくる可能性もあるというところで期待をしているところでもあります。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） そういった意味で、牛乳が苦手である、あるいは飲めないといった人に対して消費を開拓していくということは、これは間違いなく消費拡大につながることでありますので、そういった研究というのは、ぜひこれからしていただきたいと思えます。

それから、動物福祉の充実について、いろんな農学ゼミであるとかのお話も出て、そういったところでそういった、町長は「マニュアル」と言いましたけれども、「アニマルウェルフェア」です。その思想を普及していくのだということなのですからけれども、ここも具体的にということをおっしゃるので、その点で言いますと、まず一般論としてですけれども、乳牛にとって生涯最大のストレス、2番目のストレス、3番目のストレスというのが何であるかということ、まず、どうでしょう。何かそういったことに関してふだん考えていることはありますか、アニマルウェルフェアに関することですか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） お答えいたしたいと思えます。

アニマルウェルフェアの考え方で、ストレスのかかる部分でございますけれども、基本的には、これは家畜に快適に過ごしてもらおうというようなことを配慮したというようなところになりますので、飼養管理ですとか、あと、おなかですいたとき、あるいは喉が渴いたときには適時水、餌をあげて衛生的な管理をする、あるいは換気を対策するとかというような部分が基本だと思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） それは日々生きているものを飼うに当たって当たり前のことであって、そういう意味で言うと、HACCP自体も私は実際にはその生産現場としては当たり前のことであると思っているわけです。

ここで、私、今、乳牛にとって生涯一番のストレスは何かということをお伺いしましたけれども、一般論ですけれども、生涯最大のストレスは離乳です。2番目のストレスは、長期輸送です。3番目のストレス、これは除角です。1番目はいろんな考え方があって、なかなか正しい離乳というか、答えがないというところもあって、農家ごとに、生産者ごとに差があるわけですが、2番目は輸送というのは、預託だとか特別なことがなければ長期輸送というストレスは感じないで済むわけです。避けて通れないのが3番目の除角です。全乳牛の大体85%ぐらいは除角という施術をされるわけです。これ、除角はどういうことか分かりますか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・長野君。

○農林課長（長野大介君） 角を取るということですね。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 鹿の場合ですとその構造の違いから毎年角が生えて抜け落ちるのですが、哺乳類の中の反すう動物の中でも牛やヤギ、そういったものに関しては、ホーン型ということになっていて、頭蓋骨につながっていくわけです。要するに、今、課長がおっしゃったように、角を切ると、そこにぽっかりと穴が空くという、そういう状況になるわけです。

私がこれを言いたいのは、議員の中にも私も含めて畜産に関わっている、それから経営されている方がいるわけですが、どういう状況で除角をするかということです。85%の牛が除角をするけれども、そのうち、仮にそれがベストかどうかは別にして、麻酔とかをするというのは、さらにその7割にも満たないぐらい。ほとんどは何の手当てもしない状態でいきなり、そうですね、人間に例えると、親指を切り落として、そこを消毒と称して焼き火箸で焼くというような、そういうことを必ずやっているわけです。消費者目線で考えたときに、これは決して見せられるような、そういう作業ではないです。私もやりますけれども、血しぶきがぶわっと吹き上がるような、そこを焼きごて、焼き火箸のようなもので血管を焼き潰していくという、そういう作業を必ずしているわけです。これは酪農・畜産の中で非常にマイナス要素だなと、そういう部分であると思っています。

要するに、こういった消費者に決して見せられないスプラッターな絵面というか、そういったものを何とかする、どうにかしようという、そういう発想が酪農を基幹産業とするうちの町にちょっとでもあるかどうかという、まずその確認です。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時01分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 動物福祉の充実という点について言うと、どうしても乳牛として避けられない作業の中に除角というものがあるわけですが、これについて除角をしないで済むという、そういう選択もあるわけです。要するに、両親のうち、どちらかがP pあるいはP、P p掛けるPであれば確実に無角の牛が生まれるという、そういうことがもう70年も前から分かっているわけです。現在では凍結精液を供給するメーカーのほうでもそういったものを用意していますし、諸外国ではそういった対応をどんどん進めてきているという、そういう実態があります。できれば、そういった農学ゼミの勉強もそうですし、様々な機会において、この除角という作業をなくす方向でその無角因子について研究するというのを町で後押しすると、そういうことはできないでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

すみません。先ほど消費拡大のところ一言申し上げるのを忘れていたので言わせていただ

きたいと思うのですけれども、随分長いこと標茶では、牛乳を食べようというキャンペーンをみるくつくさんと一緒にやってきております。1つは、飲むだけでは消費量が十分ではないというところもあるのですけれども、調理加工することで牛乳を生で飲めない人についても受け入れられるのではないかと、そういう発想が当時からありまして取り組んできたことをご紹介するのを忘れていましたので、ここで答えさせていただきたいと思います。

除角の関係なのですけれども、議員ご指摘のとおり、牛にとっては非常に痛いというところで、アニマルウェルフェアの根本に関わる部分のストレスだというふうには思っているところでもあります。ただ、これまでその手法が取られてきたというのは、生産者にとっては自分の安全を守るために、やむにやまれずやってきたというふうな認識でございました。切るだけではなくて薬剤を使うにしても、やはり同様のことが起きるのだろうというふうなことは推測をしているところであります。アニマルウェルフェアの知見が持たされたとき、専門の大学の先生に来ていただいて講演会等を開いたという経験がありますけれども、なかなか生産者の方、多くの方に聞いてもらう機会がなかったというところで、まだまだこれから浸透させなければいけないというふうに政策的な展開も必要なのかなというふうに思っていたところであります。

除角も議員から遺伝因子の部分でのというご紹介がありましたけれども、当然のように、これから消費者に向けた生産ということで考えていくと、アニマルウェルフェアももっとも重要視していかなければいけない課題だというふうに思っておりまして、そういった点では生産者、生産者団体あるいは関係するメーカー等も次々と新しいアニマルウェルフェアに足場を置いた、そういった技術、方法が普及してくるものだというふうに考えているところであります。

いずれにいたしましても、アニマルウェルフェアは一定程度、世界的には認められ、そして必要なものというふうにされてきて、そして今、日本の中でも定着しつつあるものでありまして、そういった知見に基づいて普及推進しなければいけないものについては、私たちとしても生産者団体と足並みをそろえながら、実際に現場で展開されるような、そういった取組を後押ししていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 最初から何点か細かい話をさせていただいて、通告から外れるかもしれないという、すれすれのところでお話をさせていただいているわけですが、標茶町の酪農が今後どういったところを目指していくのかということに関して答弁いただいておりますけれども、割とざっくりとした話で、同僚議員が根釧酪農ビジョンについて質問したことと近い、そういった内容でご答弁いただいているわけですが、私は今の何点かの質問を通して、消費者第一主義で生産を進めるべきであるというふうに従来思っていますので、そういったことに関して、当たり前のことではありますが、これから様々な関係機関の会議や代表者会議、それから内部的にも、結局のところ消費者あつての生産者でありますから、その再確認というのを一つ一つやっていただきたいと思います。

そうした中で、根釧酪農ビジョンの中で一番先に出てくる草地型酪農を目指していくのだという部分に関して言わせていただくと、私は、この草地型ということに関しては低投入型で

あるべきだと。当然、循環型であるべきであるし、低投入型であるべきであると思っています。そういった思想、考えを進めることが中規模あるいは小規模の家族経営、そういったものを補完して行って、最終的に町全体としては経営の多様性によって足腰の強い、そういった基幹産業というものが形成されるのではないかと思うわけですが、どうでしょう、町としてはもっと短いセンテンスで目指すべきところというのを語るとしたら、どういったことになるのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

短いセンテンスでというのは、先ほどの町長の答弁のとおりなのだろうなというふうに思っております。

低投入型云々というお話をいただきましたけれども、これまでいろいろと経営スタイルを検討される中で、それぞれが自分のところに合った方法で展開をしてきている、そういうことだというふうに思っているところであります。低投入型だと、総収入はそうでもないけれども、所得率が非常に高い、あるいは手間がかからないことで、いわゆる余暇時間的なものがたくさんできる、そういうようなことも紹介されておまして、まさしく今、若者たちが新規就農を目指して来ているというのは、そういったスタイルに憧れて来ているのだろうなという理解でおりました。

ただ、既に中規模あるいは大規模で展開をしているところ、あるいはそういうところを継いだ後継者の皆さんは、これまで投資したもの等々もありますから、すぐに簡単には転換できないているのかなというふうに思っております。そういった視点で、どこかに特化して支援をするのではなくて、いろんな方法がある、そのいろんな方法をそれぞれ選択してもらう中で最適な支援をしていく、それが本町のこれまでの農業政策の柱の一つだったのではないのかなというふうに思っておりますし、それについてはこれからも同様に進めていくべきなのだろうなというふうに感じているところでありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） それでは、次に、食肉加工センター建設は断念したのかについてであります。

酪農・畜産以外の分野では、長期にわたり新たな雇用が生まれていません。建設が凍結中の食肉加工センターは、食肉加工のみならず、周辺に様々な業種を誘致することが可能な施設であると考えております。本町経済の活性化と釧路・根室圏の酪農振興には欠かせない施設であると思いますが、どうでしょう。

平成30年10月に開催された平成29年度決算審査特別委員会において、前町長は、凍結解除の見込みについて至難の業であると答弁されています。また、その2か月後の平成30年12月定例会で、町長は、この問題について関係機関と協議し、実現に向け努力すると答えていますが、現在はどうか考えておられるのか。

町長就任からこの2年間、具体的にどのような努力をされ、現在はどのような状態にあるのか、また、今後どのように取り組むつもりか、町長の所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 2番、類瀬議員の食肉加工センター建設は断念したのかのお尋ねにお答えします。

食肉加工センターの建設につきましては、酪農・畜産業が基幹産業として位置づけられている釧路・根室管内においては、酪農・畜産業の振興に必要な施設であり、これまで根釧合同農協組合長会や根釧と畜場食肉加工施設整備検討委員会において、釧路管内の中心である本町を建設候補地として協議がなされてきておりました。

しかしながら、下流域関係者からの理解が得られなかったことや費用面などから、と畜場・食肉加工センター建設計画は根釧合同農協組合長会において一時凍結の決断をされ、その後の根釧と畜場食肉加工施設整備検討委員会において、組合長会の意思を尊重し一時凍結するものの、今後の設置に向けた環境が好転する見通しが生じた時点で設置に向けた協議を再開したいとの意思が表示されたことをご報告させていただいております。

現在も酪農・畜産業が基幹産業の本町にとっては、酪農・畜産業の振興に必要な施設であるという考えに変わりはありません。食肉加工センター建設については、生産者、生産者団体の考えが極めて重要でありますので、JAをはじめとする関係者から情報収集に努めておりますが、現状では残念ながら議論が再開される状況ではないものと認識しております。

今後におきましても、関係者による議論がどのように進展していくのか、その動向に注意し、引き続き情報収集に努めていきたいと考えています。また、新たに動き出したときには、本町として果たせる役割があれば努力していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 先日、釧路市議会において、屠場整備の協議が凍結されて3年がたとうとしているが全く進んでいない、釧路地域の農業発展にとって欠かせない施設である、釧路のリーダーとして働きかけるべきということが市議会の中で質問が出て、それに対して釧路市長は、経済団体の動向を注視していくことが必要であり、声かけすることで議論がスタートするのであれば模索してみたいと。釧路・根室圏の自治体のリーダーシップという点で、こういったことを発言されています。

今、町長にご答弁いただいた中で、ちょっとはっきりしない部分がありますけれども、周辺環境とかのことがあるので断言できないのかもしれないのですけれども、まず、食肉加工センターの建設は断念したのかしないのかという点で言うと、それはどうなのですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 過去にお答えしているとおおり、現在中心となる根釧合同農協組合長会において一時凍結されて、さらにその後、根釧と場食肉加工施設整備検討委員会が組合長会の意思を尊重し一時凍結するというふうに理解しておりますので、その意向を反映して状況を推移しているという状況にあるというふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 一旦凍結されて、要するに真っさらな状態ということなのかどうか、私は実はこの質問をするに当たって、そうは考えていなくて、認識がちょっと誤っているのかもしれませんが、依然として食肉加工センターを建設するに当たっては、立地の面、それから、それ以外の条件面で標茶町というのは中心になっていく、そういったことを今でも担っているのかなと思ってこういう質問になっています。とすれば、関係機関と協議し実現に向け努力するというふうに答えておられたわけで、凍結前、建設に同意を求めた際に、結果として反対された例えば自治体であるとか、漁業団体であるとか、そういったところと何かしらの協議をするとか、情報収集をするとか、そういったことというのは、凍結されたことによって標茶町としてはできないものなのですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

町長から2度にわたり答弁があったわけなのですけれども、基本的にはこれまでのスキームは、生産者団体の総意として標茶町に設置したいので立地の町として協力をいただきたい、それに基づいて私どものほうとして管内の町村にも協力を呼びかけてきたという経過であります。特に水質であるとか風評であるとか、そういった理由で下流域からの反対の声が上がって、それを覆すことができなかったという、ご理解いただけなかったという、そういう状況であります。

議員のご質問は、3年が経過して、この間というか、これからというか、下流域の自治体と、あるいは団体とそういった水質がどうなのだという、これまでネックになっていた部分が理解いただけないのか、そういう作業ができないのかという質問であるというふうに理解しておりますけれども、前提となる部分が、例えばどこにどういったものがどの程度のものがとか、あるいはどういう手法で、どういう方法で排水が出るのか、どの程度のものなのか、そういったものが、今、前提条件が崩れてなくなっている状況ですので、それはできないのかなというふうに思います。前回と同じようなレベルの話であれば当然下流域からははねつけられるのではないかという、そういう観点から以前の議会の中では相当難しいというお答えをしている、そういう理解しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 一度そういったことで棚上げになってしまって、今の標茶町の立場というのは、フラットであると、そういうことかと思うのですけれども、仮にまた立地の面とか、それから資金繰りの面とか、いろんなことで標茶町にというふうにお話があった時点で、例えば理解いただけなかった河川の下流域の方々と、ある日突然にその支障となっていた部分を解消するというのは、非常に難しいことではないかなと思うわけです。日々の生産体制、そこるところから水質のこととかいろんなことを積み重ねて考えていかなければ、いざというときに急にその条件を整えることは逆にできないのではないかな。それは食肉加工センターがあるかないかという、計画があるかないかということにかかわらず、河川の上流域で生産活動を行う自治体としてそういったこと取組を始めて、そして、そういったところから関係の自治体なり漁業団体とかにアプローチをしていくという、そういう根回しというか、準備というか、そう

いったものというのはあってもいいのではないかと思うのですが、そのことが標茶の酪農のレベルアップにもつながると思うのですが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

1つ前のご質問でもやり取りをさせていただきましたけれども、私も消費者に主眼を置いた生産現場でなければいけないというのは思っておりまして、環境とか水をどうやって持続させるのかというのは、本当に大事にしなければならぬ視点だというふうに考えております。その点では、これまでも生産者団体とのやり取りの中ではお話はさせていただいておりますし、これからも大切にしなければいけないというふうに思っております。

また、根回しというお話でしたけれども、非常にこれは微妙な案件でありまして、言ってしまうと、あたかも今、標茶が誘致したいがためにそういった話をしているという、そういう動きを取るのはいかなるものかなというふうに考えております。先ほど町長の答弁にもあったとおり、そういった話があつて環境が整ったときに私たちが果たせる役割、それを考えた上で、地元の意見も聴きながら前に進むべきではないのかなというふうに考えているところであります。

また、環境の部分で言うと、あざとくそれをやっているわけではありませんけれども、虹別川水系、それから別寒辺牛川水系、釧路川水系、それぞれの団体で植樹等の環境活動を行っておりまして、その点ではまさしく民のレベルではそこそこお話をしたりとか、できている環境がありますので、これからも意を払いながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） ぜひ、あざとくない、そういうやり方というか、そういうことで誘致の環境整備を着々と進めていただければいいなと思います。やはり釧路市議会の中でこのことが議論されたということに関しては、前の食肉加工センターが釧路市にあったわけですから、下流域、漁業団体とのそういう障害がほぼないということで、やはりそういったところにあつたほうがいいのではないかと、そういう議論に流れていくことを危惧しておりますので、ぜひ最初に標茶町にというふうに言われたのには、それなりの理由がしっかりとあるわけですから、そのところで再度その話がスタートしたときに、やっぱり標茶町というふうに言われるよう、周辺環境をぜひ整えていっていただきたいと思います。

最後の質問ですが、高速通信網を生かすための戦略はということですか。

町内全域に高速通信網が整備されようとしています。これに伴い、インターネット利用者が増加することは想像に難くないわけです。

これまで標茶町では、平成8年8月に開局した公設民営のプロバイダーがインターネットの導入と地域情報化に大変大きく貢献してきました。今般の高速通信網整備は、スマートフォンの普及とともに町民の生活と一次産業のIT化を加速させるだろうと考えます。高速通信のメリットをより多くの町民が享受するためには、町が所有するサーバーの更新や管理体制を強化するための支援が必要ではないかと思っております。特に、地域プロバイダーの弱点であるサポート体制の構築に町の後押しが必要と考えます。また、地域プロバイダーを育成、支援することは、

順調に実績を上げつつある「ふるさと納税」をオール標茶の体制で、受付から発送までオール標茶の体制で取り組むことを可能にすると考えます。

これらについて町長の所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 2番、類瀬議員の高速通信網を生かすための戦略はとのお尋ねにお答えいたします。

本町におけるインターネット環境の整備につきましては、NTT東日本により令和4年5月から利用開始を予定して、光回線の整備が進んでおり、町内令和2年11月末現在で703回線の事前申込みをいただいております。

議員ご指摘の高速通信網のメリットをより多くの町民が享受するためには、町が所有するサーバーの更新、管理体制を強化するための支援が必要ではないかということにつきましては、高速通信網への接続プロバイダーについては、近年多数のプロバイダー事業者が運営されており、様々なサービスの下、利用者自ら選択する時代となっております。

また、町所有のサーバーについてですが、町においては平成8年、当時役場庁舎内にサーバーを設置し、地域プロバイダー事業が運営しておりましたが、その後、町としてサーバーの設置は行っておらず、更新も地域プロバイダー事業者が行い、平成22年よりデータセンターにサーバーを再構築したと聞いております。

2つ目の地域プロバイダーの弱点であるサポート体制というご指摘ですが、本町の地域プロバイダーはNPO法人であります。運営形態からすると、専門家をスタッフとして雇用するには至っておりませんので、対応するために高度な専門性が必要なトラブルや要望などへの即応性には課題を感じてはいますが、原則的には事業者の努力によるべきと考えるところです。

なお、これまでの関わりとしては、公衆無線LAN利用希望時において、直接利用を希望する方から相談を受け付け、地域プロバイダー事業者を紹介するなどの対応を行っていました。

また、このたびの光回線の導入に際しても、町職員に対し有効活用あるいは対応など、課題を含めた検討するよう指示しているところであります。まずは、職員の学習も必要であるから、近々研修も予定しており、光回線敷設後を見据え、こういった対応が望ましいのか検討を始めているところでありますので、ご理解を願います。

また、地域プロバイダーを育成、支援することは、順調に実績を上げつつある「ふるさと納税」をオール標茶の体制で取り組むことを可能にするということにつきましては、地域プロバイダーの育成、支援とふるさと納税は直接的には関係が薄いものと考えております。ふるさと納税は、町外在住者が標茶を応援したいという気持ちを寄附金として表していただくもので、寄附者側の通信環境等に依存しているものであると考えます。順調に実績を上げつつあるふるさと納税をオール標茶の体制で取り組むということに関しては、そのとおりになるよう今現在も取り組んでおりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 開設当時は町でサーバーを設置したけれども、現在は町有でないとい

うことのお答えをいただいたと。

ただ、ここで今、答弁にあったNPO法人に対して、町では委託料を支出していたのではないかと認識しているのですが、それは、これは私の誤認なのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答えしたいと思います。

議員ご指摘の平成8年当時には地域プロバイダー、役場に設置した役場所有のサーバーをNPO法人に利用させてあげたと、そういった支援をしたというのは事実でございます。その後の経過としまして、自前でサーバーを持つことというのは、当初あったのですけれども、そのセキュリティーの問題、それからサーバー更新の費用等々も勘案して、その更新の費用が多額になるということも含めまして、プロバイダー自ら自前で更新をし、さらには平成22年からはクラウド上で、簡単に言うと自分のところでサーバーを買わないでほかのところから借りてその使用料を払うというほうが経営的にもセキュリティー的にも安心だということをお聞きして、そういったふうに切り替えられているということ承っているところでございます。

それから、さらには委託料を支払っているのではないかとということでございますけれども、平成16年からこれはNPO法人と委託契約ということで業務をお願いしているということでございますので、その業務というのはメールサーバーですとか、アカウントですとか、そういったことの情報管理の部分ですとか、あと平成24年から31年までは教職員のメールのアカウント管理ということで、移動後の設定ですとか、そういった部分について委託業務を発注していたという経過はございます。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） NPOの現状について高度な専門的知識を有する人を直接雇用することが難しい状況にあるだろうと言いながら、平成24年までは教職員のそういった対応をされて委託していたと。それから、業務の内容は詳しく分かりませんが、メールサーバーの管理というのを平成16年から委託してきたということで、現実にそれに関わっていた方々は手弁当でそこに関わっていて、NPOですから、今回利用者が増えるというのは、そういう意味では、非常にそういった方々、NPO法人にとって、チャンスになるのではないかと単純に思うわけです。そのことがあって、結局ふるさと納税なんかを、額も伸びてきて、例えば10%なり15%行政さんに払う分を、町内で回すことが単純にできないかなという、物すごくそういう単純な発想でいるわけですが、ただ、そういった意味で、現在はそうするとNPO法人に対して、そういったメールサーバーの管理とか、何かしらの委託というのはされているのですか。それとも、もう全く何もない状況なのですか。そのベースはもうなくなっている状態なのですか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） ちょっと前段申し上げますけれども、教職員のメールアカウントの管理につきましては、平成24年から平成31年まで委託を行っていたということでございまして、一方、役場側のメールアカウントの管理につきましては、平成16年から平成31年まで実施

していたということで、いずれにつきましても、本年度から委託のほうはしておりません。

といいますのも、これは委託側のNPO法人と協議しながら進めてきた経過がございまして、令和2年度については業務を遂行できないということで協議がありましたので、やむを得ず私どもは、やっていただけなのであれば、ずっとこのまま進めていきたかったというのが本音でございまして、ということもございまして、やむなく業者というか、発注、受注業者を変えさせていただいたというのが経過でございまして。

なお、そういった町内、先ほど町長から答弁ありましたように、そういった部分については、原則には事業者の努力というのがありましたけれども、基本的には民間の方々がこれをビジネスチャンスと捉えて、そういったアフターケアあるいは例えばそういったパソコン講習などについても経済活動の一環として取り組むことをチャンスと捉えていただければ、これはいいことかなというふうに思っています。

その中で、町が担うべきものが町民の中からあれば、それは町として研究をさせていただきながら応えていきたいと思っておりますし、そういった意味でも、まずは町職員自ら勉強することで近々研修会も開催しておりますので、私どもも実際、光回線を敷設した後、どのように変わっていくのか、その中で町の皆さんにどういったことを提供しなければならないのかというのはイメージが全部ついていなくてもございませぬ。ですので、これから研究すべきものもあるかと思っておりますけれども、そういったことを踏まえながら、今、情報収集等々、それから近々研修会もありますので、そういったことで勉強させていただきたいなというふうに考えておりますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） NPO法人が今回の光回線の敷設を機にオール標茶でふるさと納税というご質問でございましたが、私このオール標茶の意味をちょっと勘違いして答弁をつくらせていただいたわけなのですけれども、オール標茶で、今、私ども取り組むというのは、町内の事業者さんと町を含めて町民のご理解も得ながら、このふるさと納税の事業に対して町全体で取り組んでいきたいという考えで私ども答弁書を書かせていただいたわけなのですけれども、先ほどの議員のご質問でございましてとNPO法人のほうにふるさと納税の管理をさせるというような考えもございましたが、今現在、私どもふるさと納税でこのサイトを委託しておりますのは、4社でやっておりますけれども、商品の管理、発送からワンストップ制度の申請用紙の発送等、資金回収まで全て業者が行っているというところでございますので、それをNPO法人が実際にふるさと納税の管理サイトと、管理会社として運営していけるというのであれば、それは標茶であろうがどこであろうがお願いするということは可能かと思っておりますけれども、今、全国ベースで展開している業者のほうに、私どももこのサイトに掲載させていただいて、ふるさと納税の標茶町の制度として運営していただいているということでございまして、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） ふるさと納税のことに、現状では、ではNPO法人が対応できるかできないかと言われれば、それは無理ということは理解できます。

ただ、地域おこし協力隊員のような制度もあつたりとか、現にそういったもので専門性のある方を招いて、そういったことで事業を起こして、それがふるさと納税にもつながっているというような、そういう仕組みをもし考えられればなど。そのベースとして、例えばNPO法人であつたり、全国でもまれな町自治体がプロバイダーを運営したという、その実績というものは動かないわけですよ。揺るがないのです。そのことをこの先もできれば標茶町のよい伝統として育てていくような、そういったことが、ふるさと納税の例えば各サイトに支払っている1,000万円というお金、なかなか今の町の財政からひねり出すということは難しいですよ。でも、現状ではそれがそういった専門業者に行くわけで、その中で何かしら地元でも関わる事ができる、逆にそういう時代なのだろうと。そんなことがあるものですから、今後もし機会があれば、そういったことを検討していただきたい。

あとは、昨年までメールサーバーの管理ですとか教職員のアカウントの管理を委託していたということですが、そのことに関して、最後ですが、現状はどうなっているのですか。現状は誰がそれを管理しているのですか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答えしたいと思います。

釧路の業者に同様の委託を発注している状況でございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 委託契約がされているということですか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） そのとおりでございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） いずれにしても、NPOが運営してきたSIP（シップ）というそのドメインについては今でも標茶町が所有している、来年の8月までは標茶町の所有であります。今年度の8月の更新も町長名で行われているという事実がございます。このNPO法人、頼りない部分がというか、いろいろな要望に応えられない時代になってきたのかなということを答弁の中から考えるわけですが、質問の中に入れておき、そこのところ、その頼りない部分についていろんなものを活用しててこ入れをすとか、そういったことについてぜひ研究していただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答えしたいと思います。

議員からご指摘されている8月の更新の名前が町長名というのは、すみません、私どもも確認が取れていません。基本的にSIPはNPO法人であり、町とは別な組織のものであるというふうに認識をしておりますけれども、どういった経過で更新が町長名だというのは、大変申し訳ありませんが、今この場で私ども確認しておりませんので、お答えいたしかねるところでございます。

いずれにしても、NPO法人、経過につきましては、議員ご指摘のとおり、貴重な経過、貢献度も私も理解しているところでございますし、私どもも過去からの経過も含め、先ほどの

委託についてはこれからもずっと行っていただきたいという思いで協議をさせていただいておりました。ただし、その中でやっぱり人員の確保等が困難であるということで、やむを得ず断念したという経過がありますので、私どもは非常に残念な思いの中で今年4月以降、契約しなければ業務遂行できませんので、新たな業者さんを探して契約したというのが事実でございます。

今後、私ども、この光回線の敷設に伴ってNPO法人さんとは協議させていただきますけれども、その中で新たな展開の中でNPO法人さんが担っていただける部分について、ご本人方がやりたいということも確認しながら、担っていただける部分があるのであれば、それは当然やっていただきたい、そういうふうを考えておりますので、その辺はNPO法人さんのほうとこれからも継続的に協議させていただきながら、お願いするところはお願いしていくというふうになるかと思っておりますので、まずは私どもの課題を研究し、それからNPO法人さんとお話しさせていただきたいと、そのように考えておりますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） 先ほど議員のほうから、地域おこし協力隊を利用したふるさと納税の在り方について今後考えていただきたいというお話がございましたが、今現在も、せんだってまで今年の6月まで地域おこし協力隊をしていた隊員が、地域おこし協力隊の任を解かれまして、今現在、個人事業主で事業を行っているわけなのですが、来年のNPO法人化に向けて今ちょっと動きをしているところなのですが、この隊員が標茶に入ってきて以来、このクラウドファンディングのアイデアとか、あと今現在やっている「馬と共に暮らせる町...標茶」という使途内容について寄附を募っているわけなのですが、昨日時点で寄附額が2,492万円、件数でいくと1,780件ほどの寄附が入っているわけなのですが、この元地域おこし協力隊であった人間が関東方面の乗用馬の関係者とか、その乗用馬の馬に関わる部分での事業に賛成をするという方々に対して寄附の働きをしていただきながら、こういった形で事業展開されているということも今現在進んでいるという状況でございます。

それと、あと先ほど議員のほうから出ました、サイト管理の手数料が900万円ほど流れているということでございますが、前回の9月定例会で鈴木議員から出ましたが、寄附額の部分から支出されているのかというご質問がございましたが、そのとおりですということで、1,000万円の寄附額があれば3割相当額が返礼品として寄附者さんのほうに渡ると。2割から2割5分がサイト管理者のほうに行って、残りの5割から4割5分ほどが町への寄附金として残るというご説明をさせていただいておりますので、財源的にはサイト管理の手数料についても、皆様から頂く寄附金の中から支出しているということでご理解いただきたいと思っております。

（「以上です」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 以上で2番、類瀬君の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 2時58分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第92号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。議案第92号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君）（登壇） 議案第92号の公の施設に係る指定管理者の指定についての提案趣旨並びに内容の説明をいたします。

本案につきましては、くしろ湿原パーク「憩の家かや沼」の管理運営につきまして、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者によります管理運営を行うため、公募を行ってまいりましたが、このほど、指定管理者を選定しましたので、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

公募の結果につきましては、1団体から申請があり、11月9日及び11月27日開催の指定管理者選定委員会において、指定管理者の候補者として「標茶町永寿優企画」が選定されました。

以下、内容についてご説明いたします。

議案1ページをご覧くださいと思います。

議案第92号 公の施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

名称、くしろ湿原パーク「憩の家かや沼」。所在地、標茶町字コッタロ原野127番地の10。

2 指定管理者となる団体の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

名称、標茶町永寿優企画。代表者、代表 成田勝利。所在地、標茶町字栄1番地3。

3 指定期間、告示日の翌日から令和9年3月31日。

別紙議案説明資料1ページをお開きください。

議案第92号の資料ではありますが、指定管理者となる団体の構成員を記載しております。

名称、有限会社オムニフォレスト。代表者、代表取締役 成田千恵子。所在地、標茶町字栄1番地3。

名称、株式会社サトケン。代表者、代表取締役 佐藤紀寿。所在地、標茶町旭2丁目8番23号。

名称、東部ダイハツ株式会社。代表者、代表取締役 笥 陽介。所在地、標茶町常盤3丁目12番地。

名称、株式会社エフシーエス。代表者、代表取締役 藤原久紀。所在地 標茶町字多和472

番地 9。

以上 4 社による構成で、指定管理者を共同連帯して行うことを目的に設立されております。

以上で、議案第92号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案第92号は総務経済委員会に付託のうえ、閉会中継続審査とすることにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま議題となりました議案第92号は、総務経済委員会に付託のうえ、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

◎議案第 9 3 号

○議長（菊地誠道君） 日程第 7。議案第93号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

税務課長・齋藤君。

○税務課長（齋藤和伸君）（登壇） 議案第93号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、平成30年度の地方税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和 2 年 9 月 4 日に公布されたことから、令和 3 年度分以後の課税の事務処理上、国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため提案するものでございます。

改正内容につきましては、働き方の多様化を踏まえた働き方改革を後押しする観点から個人所得課税が見直され、給与所得控除や公的年金等の控除をそれぞれ10万円引き下げ、その引き下げ分を振り替える形で、基礎控除を10万円引き上げるなどの改正が令和 3 年 1 月 1 日から施行となることを受け、国民健康保険税の課税において当該見直しの不利益、影響が生じないよう、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について規定の整備をするものです。

なお、本案につきましては、11月19日から26日の期間において書面形式により行った標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案による答申をいただいておりますことを申し添えます。

議案第93号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次のページをご覧ください。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険税条例（平成11年標茶町条例第33号）の一部を次のように改正する。

以下、内容につきましては、別冊の議案説明資料により説明いたします。議案説明資料の5ページ、議案第93号資料②をお開きください。

議案第93号資料②、改正項目1、国民健康保険税の減額で、関係条項は、条例第23条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、令和3年1月1日施行の個人所得課税の一部改正により、給与所得控除及び公的年金等控除がそれぞれ10万円引き下げられ、その引き下げ分を振り替る形で、基礎控除が10万円引き上げられることに伴い、国民健康保険税の課税において不利益、影響が生じないよう軽減判定所得の基準の見直しをするもので、一定の給与や公的年金等について、給与収入額や公的年金等の収入額が変わらなければ、引き続き軽減を受けられるよう、改正するもので、計算式で示すと資料のとおりになります。

第1号の規定における7割軽減判定所得の基準額は、改正前は33万円でしたが、改正後は43万円か、給与所得者等の数が2以上の場合は、43万円に給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加算した金額とし、第2号の規定における5割軽減判定所得の基準額は、改正前は33万円に被保険者数に28万5,000円を乗じた金額を加算した金額でしたが、改正後は33万円を43万円とし、給与所得者等の数が2以上の場合は、さらに給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加算した金額とし、第3号の規定における2割軽減判定所得の基準額は、改正前は33万円に被保険者数に52万円を乗じた金額を加算した金額でしたが、改正後は33万円を43万円とし、給与所得者等の数が2以上の場合は、さらに給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加算した金額とするものです。

施行につきましては、令和3年1月1日とし、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

改正項目2、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例で、関係条項は条例則第2項、改正内容は関係法令の改正による規定の整理で、本則23条の改正に合わせて規定を整備をするもので「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、「同条第1項中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「法」を「法」に、「とする。）」を「とする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」に改めるとするものです。

施行及び適用につきましては、改正項目1と同じです。

以上で、議案第93号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） このプラスマイナス10万円というのはわかるのですが、参考までに聞きたいんですが、改正後の減額のところで給与所得者の数マイナス1というのはどういうふう
に作用しますか。

○税務課長（齋藤和伸君） お答えいたします。

基準の改正内容についてなんですが、給与の例で見ますと、給与所得控除は一人につき10万円引き下げられます。ですので、世帯に給与所得者が一人いれば、改正後の給与所得は改正前と比べて10万円高くなります。同様に世帯に給与所得者がもし3人いれば改正後の給与所得は、改正前と比べて3人分、つまり30万円所得が高くなります。つまり改正前と比べると世帯の所得は給与所得の人数にも影響を受けてしまうということになってしまいます。こういった不具合、個人所得課税の見直し、改正によるこのような影響を防ぐため、一定の給与や公的年金等について、給与収入や公的年金の収入が変わらなければ、変わらず軽減を受けられるよう調整するための内容となっております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第93号は原案可決されました。

◎議案第94号

○議長（菊地誠道君） 日程第8。議案第94号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君）（登壇） 議案第94号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、標茶町体育施設等使用料条例の一部を改正する条例で、町内の体育施設を利用する場合、一般の方につきましては、1回券か、回数券、シーズン券・6か月券のいずれかを購入する必要がありますが、回数券及びシーズン券・6か月券を購入できるのは町民の方に限定しているため、町外の方が体育施設を利用する場合には、使用の都度1回券を購入していただく必要がありました。

これまでも、標茶町民以外の方が回数券やシーズン券等を購入できるようにしてほしいとのご要望や、町議会、社会教育委員の会からも、同趣旨のご質問、ご意見をいただいております。町内外問わず多くの方に体育施設を利用していただくことで交流人口が増加し、地域の活性化にもつながるということから、これまで町民に限定していた回数券、シーズン券、6か月券の購入を令和3年度から、誰でも購入できるように改正するものです。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書5ページ及び、議案説明資料6ページをお開きください。

なお、議案第94号資料につきましては、新旧対照表となっておりますので、あわせてご参照願います。

議案第94号 標茶町体育施設等使用料条例の一部を改正する条例の制定について
標茶町体育施設等使用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。
次ページをお開きください。

標茶町体育施設等使用料条例の一部を改正する条例

標茶町体育施設等使用料条例（平成18年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 標茶町水泳プール・標茶町地域交流館の項摘要の欄中「町民に限る。」を削る。

別表第2 標茶町農業者トレーニングセンターの項摘要の欄中「町民に限る。」を削る。

別表第3 標茶町多目的運動広場の項摘要の欄中「町内」を削る。

別表第4 標茶町武道館の項摘要の欄中「町民に限る。」を削る。

別表第5 標茶町全天候型多目的町民ふれあいプラザの項摘要の欄中「町民に限る。」を削る。

別表第6 標茶町野外アリーナの項摘要の欄中「町民に限る。」を削る。

別表第7 標茶町地域交流館の項摘要の欄中「町民に限る。」を削る。

別表第8 ときわパークゴルフ場の項摘要の欄中「町民に限る。」を削る。

附則といたしまして

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

以上で、議案第94号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第94号は原案可決されました。

◎議案第95号

○議長(菊地誠道君) 日程第9。議案第95号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

観光商工課長・三船君。

○観光商工課長(三船英之君)(登壇) 議案第95号の標茶町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の提案趣旨並びに内容の説明をいたします。

本案につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、第2次補正予算が成立したことを踏まえ、一律に対象外経費とされていた基金の取り扱いについての変更があり、基金に積み立てる場合に、利子補給事業、信用保証料補助事業について、第一次補正予算の交付金も含めて交付対象として取り扱うこととされたことから、標茶町中小企業振興融資「地域応援資金」及び「セーフティネット4号・5号」の融資を受けている場合の利子補給及び信用保証協会の保証料の補助について、基金を創設してこれに対応してまいりたいというものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案8ページをご覧くださいと思います。

議案第95号 標茶町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について

標茶町新型コロナウイルス感染症対策基金条例を別紙のとおり制定するものであります。

議案9ページをご覧ください。

標茶町新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第1条 標茶町中小企業振興融資(地域応援資金)及びセーフティネット利子補給・保証料補助金に要する経費の財源に充てるため、標茶町新型コロナウイルス感染症対策基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金に積立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の規定に該当する場合に限り、その全部又は一部を予算に計上して

処分することができる。

(繰替運用)

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の運用に関し必要な事項は町長が定める。

附則といたしまして

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

なお、別紙議案説明資料10ページに施行規則の案を提出しておりますので参考としていただきたいと思っております。

以上で、議案第95号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

(何事かいう声あり)

○観光商工課長(三船英之君) 訂正いたします。

委任のところですが、第7条、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

以上でございます。

○議長(菊地誠道君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第95号は原案可決されました。

◎延会の宣告

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議は、これにて延会いたします。

（午後 3時22分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 9 番 本 多 耕 平

署名議員 1 0 番 黒 沼 俊 幸

署名議員 1 1 番 鴻 池 智 子

令和2年標茶町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和2年12月 9日（水曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 議案第96号 標茶町議会議員及び標茶町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 第 2 議案第97号 令和2年度標茶町一般会計補正予算
議案第98号 令和2年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第99号 令和2年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第100号 令和2年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第101号 令和2年度標茶町病院事業会計補正予算
- 第 3 選挙第 1号 標茶町選挙管理委員及び同補充員の選挙について
- 第 4 意見書案第11号 2021年度介護報酬改定における大幅増額、コロナ支援を求める意見書
- 第 6 意見書案第12号 「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象拡大に反対する意見書
- 第 7 意見書案第13号 核兵器禁止条約の批准を求める意見書
- 第 8 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 追 加 議案第97号 令和2年度標茶町一般会計補正予算
議案第98号 令和2年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
議案第99号 令和2年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第100号 令和2年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第101号 令和2年度標茶町病院事業会計補正予算
(議案第97号・議案第98号・議案第99号・議案第100号・議案第101号審査特別委員会報告)

○出席議員（12名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 渡邊定之君 | 2番 類瀬光信君 |
| 3番 長尾式宮君 | 4番 松下哲也君 |
| 5番 熊谷善行君 | 6番 鈴木裕美君 |
| 8番 深見迪君 | 9番 本多耕平君 |
| 10番 黒沼俊幸君 | 11番 鴻池智子君 |
| 12番 後藤勲君 | 13番 菊地誠道君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐藤吉彦君
副町長	牛崎康人君
総務課長	齊藤正行君
企画財政課長	武山正浩君
税務課長	齋藤和伸君
管理課長	村山裕次君
農林課長	長野大介君
住民課長	伊藤順司君
保健福祉課長	石塚剛君
建設課長	富原稔君
観光商工課長	三船英之君
水道課長	平間正通君
育成牧場長	常陸勝敏君
病院事務長	浅野隆生君
やすらぎ園長	中島吾朗君
農委事務局長	相撲浩信君
教育長	島田哲男君
教委管理課長	穂刈武人君
指導室長	秋山豊君
社会教育課長	服部重典君
中央公民館長	松本修君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤弘幸君
議事係長	中嶋禎之君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開議)

◎議案第96号

○議長(菊地誠道君) 日程第1。議案第96号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長(齊藤正行君)(登壇) 議案第96号の提案趣旨並びに内容について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、去る6月12日付で公職選挙法が改正となり公布の日から起算して6か月を経過した日、つまり12月12日から施行されます。

改正の目的として、町村の選挙における立候補者の環境改善のため、選挙公営の対象を市と同様のものに拡大することと併せ、町村議会議員選挙においても、公営対象拡大に伴う措置として供託金制度を導入するとされています。なお、この改正には全国町村会また全国町村議会議長会からの要望があったと伺っております。

供託金制度導入につきましては、公職選挙法で規定されたものですが、選挙公営の拡大については、公職選挙法でそれぞれの自治体が条例で定めた場合、公費負担となる旨の改正であります。国からは法の改正の趣旨に基づき、すみやかに条例化をお願いする旨の総務大臣からの通知もあったところであります。

本町としましては11月に選挙管理委員会で条例化することについてご審議いただき、改正法の趣旨に鑑み、条例化し公費負担することが適当である旨の申し出をいただいたことからこの度ご提案申し上げる次第です。

以下、内容についてご説明いたします。議案書11ページ目をご覧ください。

議案第96号 標茶町議会議員及び標茶町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

標茶町議会議員及び標茶町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のとおり制定するものです。次のページをご覧ください。

標茶町議会議員及び標茶町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、標茶町議会議員及び標茶町長の選挙における法第141条第1項の自動車(以下「選挙運動用自動車」という。)の使用、法第142

条第1項第7号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。

（選挙運動用自動車の使用の公費負担）

第2条 標茶町議会議員及び標茶町長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、6万4,500円に、その者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項または第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により標茶町（以下「町」という。）に帰属することとならない場合に限る。

（選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出）

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）その他の者（次条第2号に規定する契約を締結する場合には、当該適用を受けようとする者と生計を一にする親族のうち、当該契約に係る業務を業として行う者以外の者を除く。）との間において選挙運動用自動車の使用に関し有償契約を締結し、標茶町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

（選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続）

第4条 町は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。

（1）当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（以下「一般運送契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において一般運送契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が6万4,500円を超える場合には、6万4,500円）の合計金額

（2）当該契約が一般運送契約以外の契約である場合、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額

ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約（以下「自動車借入契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限

る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が1万5,800円を超える場合には1万5,800円)の合計金額

イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、7,560円に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会の確認したものに限る。)

ウ 当該契約が選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約である場合 当該選挙運動用自動車の運転手(同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1人の運転手に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日についてその勤務に対し支払うべき報酬の額(当該報酬の額が1万2,500円を超える場合には、1万2,500円)の合計金額

(選挙運動用自動車の使用の契約の指定)

第5条 前条の場合において、選挙運動用自動車の使用に関し同一の日につき同条第1号に定める契約と同条第2号に定める契約とのいずれもが締結されているときは、当該日については、これらの号に定める契約のうち当該候補者が指定するいずれか一の号に定める契約のみが締結されているものとみなして、同条の規定を適用する。

(ビラの作成の公費負担)

第6条 候補者は、第8条に定める金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書きの規定を準用する。

(ビラの作成の契約締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者(以下「ビラ作成業者」という。)との間においてビラの作成に関し有償契約を締結し、委員会の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 町は、候補者(前条の届出をしたものに限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書きに規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者

に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第9条 候補者は、第11条に定める金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書きの規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出)

第10条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ポスターの作成を業とする者（以下「ポスター作成業者」という。）との間において選挙運動用ポスターの作成に関し有償契約を締結し、委員会の定めるところにより、その旨を委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)

第11条 町は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、525円6銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に7万3,747円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙のポスター掲示場の数に相当する範囲内の者であることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書きに規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則としまして

(施行期日)

1 この条例は、公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(適用区分)

2 この条例は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

以上で、議案第96号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） 後で議論されると思うんですが、簡単な質問だけ。ビラの枚数については書いてないんですけど、それは自由ということですか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 条文の中にも枚数は明記してございません。

その後、委員会が告示することになっていきますので、選挙管理委員会が選挙前に告示することになりますけれども、予定としては選挙管理委員会で議案としてお諮りしということになりますけれども、通常ですと国の法令等にしたいがいますと、町長選挙で5,000枚、町議会議員選挙で1,600枚になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） 町村議会に限って言えば、有権者けっこう違いますよね。それで、有権者の多いところも少ないところも一律1,600枚という提案を考えているということですか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答えしたいと思います。

国の法令にしたいがいますとそのような形になろうかと思えます。有権者数等々で勘案しているわけではなくて、一律ということでございます。ポスター設置場の大小はありますけれども、そういった有権者数を考慮した部分は入っていないかなと考えています。以上でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

熊谷君。

○5番（熊谷善行君） この3点の公費負担書かれていますけど、これは求めなくてもいいわけですか。自前でやるという場合は自前でやってもいいということなんですか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 各条文につき、事前に選挙管理委員会に届け出たものに限るという条文が入っておりますので、立候補届のときまでに届けなければ公費負担はできないものと考えております。事前に有償契約という言葉が何個かできましたけれども、例えば事前にガソリンスタンドと有償契約をするという、その契約書の写し、詳細はまだ決めていませんけれども、そういった契約書を事前に選挙管理委員会に届出なければ公費負担にはならないという制度の仕組みになっております。以上でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 今の関連なんですが、今、熊谷議員が発言された個人でビラを作る、それらの経費の中でビラ用の紙とかを会社ではなくて個人との契約、例えば自分とその主との契約であればそれは有効なんですか。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 選挙運動用ポスター、それからビラの作成を業としているものの定義の話だというふうに理解しておりますけれども、通常一般概念としてそういったものは印刷業者さんが業としていますので、当然印刷業を業として例えば法人格をもっていらっしゃるのですとか、そういった部分が一般的には該当するようになっていきます。例えば一般の人がその分だけ私が印刷してあげるからその分を負担してほしいといわれても、それが業として通常商売されているかという判断になるかと思っておりますので、その辺は契約書などが届けられたときに選挙管理委員会がどう判断するかということになるかと思っておりますけれども、一般概念としては業としてというところの判断になるかと思っております。以上でございます。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案第96号は総務経済委員会に付託の上、閉会中継続審査とすることにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま議題となりました議案第96号は総務経済委員会に付託の上、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

◎議案第97号ないし議案第101号

○議長（菊地誠道君） 日程第2。議案第97号、議案第98号、議案99号、議案第100号、議案第101号を一括議題といたします。

議題5案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 議案第97号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和2年度一般会計補正予算（第9号）であります。

本格シーズンを迎えた除雪対策、その他事務事業等についての補正、また、コロナ禍の影響を受け中止となった事業等の精査、国の会計実地検査を受けた交付金の返還金を見込み、歳入歳出それぞれ1億4,888万9,000円を追加し、総額を145億円としたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、増額ではふるさと寄付金記念品贈呈事業3,630万5,000円、循環型社会形成推進交付金返還金1,458万6,000円、育成牧場経費2,040万5,000円、G O G Oチャレンジショップ支援事業731万円、除雪対策費1億2,503万9,000円を追加し、減額で

は地域間交流及び移住定住促進事業352万2,000円、産業まつり補助金270万円、農道整備事業222万5,000円、町道整備事業4,646万5,000円、芸術文化活動支援事業180万円、文化講演会補助金120万円の減額などとなっております。

他会計への繰出金につきましては、介護保険事業特別会計へ28万1,000円、後期高齢者医療保険特別会計へ6万7,000円の追加、病院事業会計では56万3,000円を減額いたしております。

歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、地方交付税の追加、前年度繰越金などを充当し、収支のバランスを図ったところであります。

また、継続費1件、債務負担行為2件、地方債で3件の提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。

令和2年度標茶町一般会計補正予算（第9号）

令和2年度標茶町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,888万9,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書にしたがいご説明いたします。

13ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」については、ただいまの説明と重複しますので説明を省略いたします。

4ページをお開きください。

第2表 継続費補正についてご説明いたします。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名標茶中茶安別線道路改良事業、補正前の総額9,051万3,000円、年割額ですが元年度1,600万円、2年度7,451万3,000円を補正後の総額8,962万8,000円、年割額元年度1,600万円、2年度7,362万8,000円とするものです。

22ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書でございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名標茶中茶安別線道路改良事業、全体計画の計で申し上げます。補正前の計、年割額9,051万3,000円、国庫支出金6,335万9,000円、地方債2,710万円、一般財源5万4,000円。前年度末までの支出（見込）額1,600万円、当該年度支出予定額7,451万3,000円、当該年度末までの支出予定額9,051万3,000円、継続費の総額に対する進捗率、元年度17.7%、2年度82.3%、計で100%を補正後の年割額8,962万8,000円、財源内訳は国庫支出金6,273万9,000円、地方債2,680万円、一般財源8万9,000円。前年度末までの支出（見込み）額1,600万円、当該年度支出予定額7,362万8,000円、当該年度末までの支出予定額8,962万8,000円、継続費の総額に対する進捗率ですが元年度17.9%、2年度82.1%、計で100%とするものです。

5ページをお開きください。

第3表 債務負担行為補正についてご説明いたします。

事項ですが、畜産特別支援資金（令和2年度）、補正後の期間令和3年度から令和27年度、限度額を融資金2,136万9,000円に対する利子補給（年0.1875%）59万円とするものです。

次に農業後継者応援資金（令和2年度）、補正後の期間令和3年度から令和26年度、限度額を融資金3,860万円に対する利子補給（年0.1%）46万円とするものです。

23ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

事項ですが、畜産特別支援金（令和2年度）、債務負担行為の限度額、補正後でございますが、融資金2,136万9,000円に対する利子補給（年0.1875%）59万円、当該年度以降の支出予定額令和3年度から令和27年度、59万円、財源内訳ですが国道支出金39万3,000円、一般財源で19万7,000円の追加。

次に事項で、農業後継者応援資金（令和2年度）、債務負担行為の限度額、補正後ですが、融資金3,860万に対する利子補給（年0.1%）46万円、当該年度以降の支出予定額令和3年度から令和26年度、金額ですが46万円、財源内訳については一般財源46万円の追加となっております。合計では債務負担行為の限度額5億7,547万7,000円、前年度末までの支出見込み額3億3,272万円、当該年度以降の支出予定額、金額でございますが2億4,275万7,000円、括弧内の3,254万1,000円につきましては令和2年度の支出予定額となっております。財源内訳でございますが、国道支出金2,579万7,000円、一般財源は2億1,696万円とするものです。

6ページをお開きください。

第4表 地方債補正についてご説明いたします。

起債の目的、1過疎対策事業、補正前の限度額16億4,400万円から標茶中茶安別線道路改良10万円の減額、虹別61線道路改良1,190万円の減額、桜13号線道路改良190万円の減額の計、1,390万円を減額し補正後の限度額を16億3,010万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じでございます。

次に、2 地域活性化事業、補正前の限度額 2 億 4,530 万円から、240 万円を減額し、補正後の限度額を 2 億 4,290 万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前に同じであります。

次に、4 公共施設等適正管理推進事業、補正前の限度額 9,000 万円から 190 万円を減額し、補正後の限度額を 8,810 万円とするものです。記載の方法、利率、償還の方法については補正前に同じであります。

合計では、補正前の限度額 25 億 7,842 万 8,000 円から、1,820 万円を追加し、補正後の限度額を 25 億 6,022 万 8,000 円とするものです。

24 ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。合計で申し上げます。当該年度中起債見込額ですが、補正前の額 25 億 7,842 万 8,000 円から、補正額 1,820 万円を減額し、補正後の額を 25 億 6,022 万 8,000 円とするものです。当該年度末現在高見込額ですが、補正前の額 136 億 6,695 万 1,000 円から、補正額 1,820 万 8,000 円を減額し、補正後の額を 136 億 4,875 万 1,000 円とするものです。

以上で、議案第 97 号の提案趣旨並びに内容の説明について終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・伊藤君。

○住民課長（伊藤順司君）（登壇） 議案第 98 号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

議案第 98 号は、令和 2 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）でございます。

内容につきましては、高額療養費の支給額が増加したことによる保険給付費負担金の増額、及び令和元年度北海道国民健康保険給付費等交付金（療養給付費等）の精算額が確定され、返還金が生じたので、当該必要額について予算化するものです。

また、歳入においては、道補助金並びに繰越金をもって所要の調整を行ったところです。

なお、本案につきましては、11 月 19 日から 11 月 26 日にかけて書面により開催しました標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを申し添えます。

以下、別冊の予算書に基づきご説明いたします。予算書 1 ページをお開きください。

令和 2 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,159 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 2,763 万 3,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書にしたがいましてご説明いたします。

8ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページ及び3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第98号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第100号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

議案第100号は、令和2年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

内容につきましては、高齢者医療制度見直しに係るシステム改修事業に係る経費を、北海道自治体情報システム協議会負担金として予算化するものでございます。

また、令和元年度からの後期高齢者医療の低所得者に対する保険料の軽減措置見直しに伴い、令和2年度の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の調整が行われたことにより、納付金が増額になったため、所要の補正を講ずるものです。

なお、これらの歳出に係る財源につきましては、保険料、国庫補助金及び一般会計からの繰入金により収支の調整を図ったところでございます。

以下、別冊の補正予算書に基づき、ご説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

令和2年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和2年度標茶町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ718万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,216万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書にしたがいましてご説明いたします。

8ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページ及び3ページの「第1表歳入歳出予算補正」はただいまの説明と内容が重複いたしますので省略させていただきます。

以上で、議案第100号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君）（登壇） 議案第99号の提案趣旨並びに内容について、ご説明申し上げます。

本案は、令和2年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）で、保険事業勘定で、

介護報酬改定や税制改正等に係るシステム改修費用を追加させていただき歳入歳出とも56万1,000円増額し総額で9億9,735万7,000円とするものです。

なお、財源につきましては、国庫補助金や繰入金により収支の調整を図ったところでございます。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

介護保険事業特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和2年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,735万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に沿って説明いたします。

8ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページから3ページの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」は、ただいまの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第99号の提案趣旨並びに内容について説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・浅野君。

○病院事務長（浅野隆生君）（登壇） 議案第101号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案は令和2年度標茶町病院事業会計補正予算（第4号）でございまして、収益的収入支出それぞれ169万7,000円を減額し、総額を13億238万5,000円にしたいというものであります。

資本的収支につきましては、収入に113万4,000円追加し、総額を1億613万4,000円に、支出を1,886万4,000円減額し、総額を1億8,396万8,000円にしたいというものであります。

収益的収入及び支出の主なものを申し上げますと、支出では、新型コロナウイルス感染症対策として空気清浄機の購入39万5,000円、小児科医師採用に伴う消耗備品の購入で39万5,000円の追加、診療材料費152万9,000円、減価償却費106万9,000円の減額補正を行うものであります。

一方、収入につきましては、総務省の繰出し基準に基づき、他会計補助金で169万7,000円を減額し収支を整えるものであります。

次に資本的収入及び支出補正ですが、支出では、建設改良費の有形固定資産購入費は、新型コロナウイルス対策として検体検査のための陰圧器、故障による薬用冷蔵庫、半身入浴装置、血圧計、小児科医の採用に伴う院内備品の購入費の追加、リース資産の購入費の減額な

どあわせて423万6,000円の追加、病院建設費は、ナースコール更新工事の年度内実施の見送りにより、2,310万円の減額補正を行うものであります。

収入につきましては、一般会計からの負担金、補助金113万4,000円の追加補正を行うものであります。

以下、内容につきまして1ページからご説明申し上げます。

令和2年度 標茶町病院事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和2年度標茶町病院事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和2年度標茶町病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

（4）主要な建設改良事業、機械及び備品購入費、補正予定量423万6,000円を追加し、2,532万1,000円に。病院建設費、補正予定量2,310万円を減額し、4,793万8,000円にするものです。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款、病院事業収益、補正予定額169万7,000円を減額し、13億238万5,000円に。第2項、医業外収益、補正予定額169万7,000円を減額し、6億28万9,000円に。

支出、第1款、病院事業費用、補正予定額169万7,000円を減額し、13億238万5,000円に。第1項、医業費用、補正予定額172万1,000円を減額し、12億6,835万8,000円に。第2項、医業外費用、補正予定額2万4,000円を追加し、2,752万7,000円にするものです。

次のページにまいります。

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「9,783万2,000円は、減債積立金320万8,000円及び過年度分損益勘定留保資金9,462万4,000円」を「7,783万4,000円は、減債積立金320万8,000円及び過年度分損益勘定留保資金7,462万6,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款、資本的収入、補正予定額113万4,000円を追加し、1億613万4,000円に。第2項、補助金、補正予定額56万7,000円を追加し、556万7,000円に。第3項、負担金、補正予定額56万7,000円を追加し、56万7,000円に。

支出、第1款、資本的支出、補正予定額1,886万4,000円を減額し、1億8,396万8,000円に。第1項、建設改良費 補正予定額1,886万4,000円を減額し、7,325万9,000円にするものです。

（他会計からの繰入金）

第5条 予算第6条に定めた一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額を、次のとおり補正する。

（1）医療対策費補助 補正予定額169万7,000円を減額し、2億8,993万3,000円に。（4）

施設設備費補助 補正予定額56万7,000円を追加し、56万7,000円に。(5) 施設整備費負担補正予定額56万7,000円を追加し、56万7,000円に。合計、補正予定額56万3,000円を減額し、7億7,300万8,000円とするものです。

次のページへまいります。

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 予算第7条中「1億2,977万円」を「1億2,824万1,000円」に改めるものです。

(重要な資産の取得及び処分)

第7条 予算第8条に定めた重要な資産の取得から、次の資産を削る。

1、取得する資産、種類は建物、名称はナースコール設備、数量は1式です。

次に補正予算説明書により説明いたします。

10ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

次に6ページをお開きください。

こちらはキャッシュ・フロー計算書の補正後になります。

1、業務活動によるキャッシュ・フローは、(1)の当年度純利益から、(15)の利息の支払額までの合計は、補正前と比べ98万2,000円減少し、マイナス597万円であります。

2、投資活動によるキャッシュ・フローは、(1)の有形固定資産取得による支出から、(3)の他会計からの繰入金による収入までの合計は、補正前と比べ1,829万7,000円増加し、マイナス6,048万8,000円であります。

3、財務活動によるキャッシュ・フローは補正前と同じ、マイナス1,070万9,000円であります。

以上のことから4の資金増加額は、補正前と比べ1,731万5,000円増加し、マイナス7,716万7,000円となります。

5の資金期首残高は、補正前と同じ2億308万1,000円です。

したがって、6の資金期末残高は、補正前と比べ1,731万5,000円増加し、1億2,591万4,000円となります。

次のページをお開きください。貸借対照表の補正後です。

資産の部。

1 固定資産、(1)有形固定資産は、イの土地から、へのリース資産までの合計は補正前と比較して1,527万7,000円減の16億1,994万円。(2)無形固定資産、補正前と同じ38万8,000円。(3)投資、補正前と同じゼロ。固定資産合計は、補正前と比較して1,527万7,000円減の16億2,032万8,000円となります。

2 流動資産、(1)現金・預金は補正前と比較して1,731万5,000円増の1億2,591万4,000円、(2)未収金は補正前と同じ6,000万円。(3)貯蔵品は補正前と同じ795万円。流動資産合計は、補正前と比較して1,731万5,000円増の1億9,386万4,000円。資産合計は、補正前と比較して203万8,000円増の18億1,419万2,000円となります。

次のページへまいります。

負債の部。

3 固定負債、(1) 企業債と(2) リース債務の合計で補正前と比較して116万9,000円増の4億4,549万7,000円。

4 流動負債、(1) 企業債から、(5) 預り金までの合計で補正前と比較して26万5,000円減の2億2,405万9,000円。

5 繰延収益、長期前受金から長期前受金収益化累計額を差し引いた額で補正前と比較して、113万4,000円増の1億5,418万7,000円。負債合計は、補正前と比較して203万8,000円増の8億2,374万3,000円となります。

資本の部。

6 資本金、補正前と同じ9億8,714万2,000円。

7 剰余金、(1) 資本剰余金と(2) 利益剰余金の合計は補正前と同じ330万7,000円。資本合計は、補正前と同じ9億9,044万9,000円となります。

負債資本合計は、補正前と比較して203万8,000円増の18億1,419万2,000円となります。

次に4ページから5ページですが、こちらは補正予算実施計画で、ただいまの説明と内容が重複いたしますので省略させていただきます。

なお、本案については11月24日書面開催の第4回町立病院運営委員会において、承認されておりますことをご報告申し上げます。

以上で、議案第101号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) お諮りいたします。

ただいま議題となりました、議題5案は直ちに議長を除く11名で構成する「議案第97号・議案第98号・議案第99号・議案第100号・議案第101号審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議題5案は、議長を除く11名で構成する「議案第97号・議案第98号・議案第99号・議案第100号・議案第101号審査特別委員会」に付託し、審査することに、決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前11時24分

再開 午後2時25分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎選挙第1号

○議長（菊地誠道君） 日程第3。選挙第1号を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議長から指名することに決定いたしました。

指名いたします。

選挙管理委員については、藤田榮一君、河野哲了君、廣瀬龍彦君、本多崇史君。同補充員については、松本美代子君、林 博君、蜂谷 梢君、佐々木幹彦君。

以上の諸君を指名いたします。

なお、補充員の順位につきましては、ただいま指名いたしました順位によるものといたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました諸君を選挙管理委員並びに同補充員の当選人に決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、選挙管理委員には、藤田榮一君、河野哲了君、廣瀬龍彦君、本多崇史君。同補充員については、松本美代子君、林 博君、蜂谷 梢君、佐々木幹彦君、以上の諸君が当選されました。

以上で選挙第1号を終了いたします。

◎意見書案第11号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。意見書案第11号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思いをします。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第11号を採決いたします。

意見書案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第11号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立多数であります。

よって、意見書案第11号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第12号

○議長(菊地誠道君) 日程第5。意見書案第12号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第12号を採決いたします。

意見書案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第12号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立多数であります。

よって、意見書案第12号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第13号

○議長(菊地誠道君) 日程第6。意見書案第13号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第13号を採決いたします。

意見書案を、原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第13号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(菊地誠道君) 起立多数であります。

よって、意見書案第13号は原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長(菊地誠道君) 日程第7。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中の継続調査として、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時34分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長(菊地誠道君) ただいま、議案第97号・議案第98号・議案第99号・議案第100号・議案第101号審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたします。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第97号・議案第98号・議案第99号・議案第100号・議案第101号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第97号ないし議案第101号

○議長(菊地誠道君) 議案第97号・議案第98号・議案第99号・議案第100号・議案第101号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題5案に関し、会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

なお、委員長報告に対する質疑については、会議規則運用細則第42項の規定により省略いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、議題5案を採決いたします。

議題5案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

議題5案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第97号・議案第98号・議案第99号・議案第100号・議案第101号は、原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長(菊地誠道君) 以上で、本定例会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(菊地誠道君) 以上をもって、令和2年標茶町議会第4回定例会を閉会いたします。

(午後 2時36分閉会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長

菊 地 誠 道

署名議員 9 番

本 多 耕 平

署名議員 1 0 番

黒 沼 俊 幸

署名議員 1 1 番

鴻 池 智 子